

今、アイヌであること

—共に生きるための政策をめざして—

シンポジウム報告書

平成 22 年度～平成 26 年度科学研究費補助金
基盤研究(S)「人種表象の日本型グローバル研究」

研究成果報告書(別冊 3)

課題番号:22222003



平成 23 年 8 月

研究代表者 竹沢泰子

京都大学人文科学研究所

目次

はじめに	
竹沢泰子	1
開会挨拶	
山本眞鳥	3
講演	
「世界の先住民族、日本の先住民族」	
本多俊和（スチュアート ヘンリ）	5
「ひとつの列島、ふたつの国、みつつの文化」	
佐々木利和	11
「先住民族アイヌと多文化共生」	
常本照樹	20
「アイヌ民族の自然人類学的研究とその課題」	
篠田謙一	28
「今、アイヌであることを語る」	
原田公久枝	36
丸子美記子	41
コメント	
加藤忠	45
窪田幸子	52
質疑応答&全体討論	58
閉会挨拶	
斎藤成也	70
付録一質問用紙で寄せられたその他のご意見	71
プロフィール	72



今、アイヌであること —共に生きるための政策をめざして—

国会で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」(2008)以来、アイヌ政策への取組が進められておりますが、この背景には「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(2007)があります。現在、アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会による報告(2009)を受けて、アイヌが先住民族であるという認識に基づく政策展開や、民族共生の象徴となる空間の整備が計画されています。これらの政策が実現するためには、多様な文化と民族の共生が尊重されなければなりません。共に生きるための政策とは何か、どのようにすれば実現するのか、このシンポジウムはこれらの問題を考えます。多数のご来場を期待しております。

2011年3月6日(日) 13:00-17:00
法政大学市ヶ谷キャンパス
58年館(富士見校舎) 844号室



開会挨拶
山本真鳥 (日本学術会議会員、地域研究委員会人類学分科会委員長、法政大学教授)

講演
本多俊和 (日本学術会議連携会員、放送大学教授)
「世界の先住民族、日本の先住民族」
佐々木利和 (北海道大学アイヌ・先住民研究センター教授)
「一つの列島、二つの国、三つの文化」
常本照樹 (北海道大学アイヌ・先住民研究センター長)
「アイヌ政策と多文化共生」
篠田謙一 (国立科学博物館人類研究部人類史研究グループ長)
「アイヌ民族の自然人類学研究とその課題」

コメンテーター
加藤忠 (北海道アイヌ協会理事長) ほか
窪田幸子 (日本学術会議連携会員、神戸大学教授)

閉会挨拶
齋藤成也 (日本学術会議会員、統合生物学委員会自然人類学分科会委員長、国立遺伝学研究所教授)

司会
竹沢泰子 (日本学術会議連携会員、京都大学教授)
佐野賢治 (日本学術会議連携会員、神奈川大学教授)

<主催>
日本学術会議第一部地域研究委員会人類学分科会
第二部統合生物学委員会自然人類学分科会

<共催>
京都大学人文科学研究所
「人種表象の日本型グローバル研究」プロジェクト
北海道大学アイヌ・先住民研究センター
法政大学国際日本学研究所

申込不要。詳細・要旨はこちら↓
<http://race.zinbun.kyoto-u.ac.jp/>

<お問い合わせ先>
京都大学人文科学研究所・竹沢泰子研究室
Mail : jinshu@zinbun.kyoto-u.ac.jp





はじめに

本報告書は、2011年3月6日、法政大学市ヶ谷キャンパスにおいて行われたシンポジウム「今、アイヌであることー共に生きるための政策をめざしてー」の記録を収めたものである。

シンポジウムは、日本学術会議第一部地域研究委員会人類学分科会と同会議第二部統合生物学委員会自然人類学分科会の主催で開催されたが、本プロジェクト「人種表象の日本型グローバル研究」(科学研究費基盤(S))は、北海道大学アイヌ・先住民研究センター、法政大学国際日本学研究所とともに共催を務めた。

年度末の週末であったにもかかわらず、約130名がシンポジウムに参加した。長時間に及ぶシンポジウムであったが、いずれの報告も内容が濃く、全体討論は迫力に満ちたものとなった。アイヌの報告者やコメントーターが率直かつ雄弁に自らの差別体験や政治的社会的課題について語ったこと、会場から遺骨問題や象徴空間といった重要な問題について正面から問う質問が出されたこと、そしてそれぞれの報告者が真摯な態度で回答に努めたことが、このシンポジウムを成功に導いたように思われる。とくにアイヌ当事者の魂のこもった語りに感銘を受けたのは、筆者だけではなかったはずである。

このシンポジウムは、学術的にも、またアイヌ当事者と人類学者の共同の営みという意味でも、大きな前進であった。本報告書の作成は、日本学術会議と協力体制を組みながら編集を進めた。日本学術会議編の『学術の動向〈特集：今、アイヌであること〉』9月号においても、各報告の要約が掲載される予定である。本報告書に収録している、スチュアート論文、加藤論文、窪田論文は、前掲書に掲載予定の論文に加筆修正を加えたものである。他方、本プロジェクトからは、原田論文、丸子論文を学術会議側に提供した。全体として本報告書は、前掲書にないパワーポイント原稿や全体討論、関連資料も含め、より包括的な内容となっている。

本プロジェクトでは、これまで海外だけでなく、被差別部落、在日コリアン、沖縄人などの国内の「人種化」(racialize)された集団についても、専門家を交えて共同研究を進めてきた。「人種」は社会的に創られたものであり、生物学的概念としての有効性を持たないことは、今や専門家の間ではほぼ共通認識となっている。その上で、アイヌの人々が経験してきた差別、遺骨問題、アイヌの人々をめぐるさまざまな表象、言説や語りを、日本社会における人種主義の現象の一つとして捉えることにより、これらの問題についての理解が深まるのではないかと考えている。

本プロジェクトでは、このシンポジウムを行った2011年3月下旬に、「沖縄人(Okinawans)」の表象をめぐる研究会を理系の人類学者が多くを占める「人類学研究交

流会」と合同で行った。そこで展開された議論の一部は、アイヌの表象に通底する問題であったと言える。

2011年7月には、プロジェクトメンバーのうち代表を含め6人が、オーストラリアのパースで開催された「国際人類学民族学会議(IUAES)」でセッションを組み、報告を行った。そこで会場から日本のアイヌについて、数多くの質問が寄せられたことも、先住民としてのアイヌに対する関心の高さを窺わせるものであった。

本シンポジウムはあくまでも第一歩に過ぎないが、本報告書を通して、一人でも多くの方に、その内容とそこで浮かび上がってきたさらなる課題についてお伝えすることができれば本望である。

2011年8月10日

京都大学人文科学研究所
「人種表象の日本型グローバル研究」(科学研究費基盤(S))代表
日本学術会議連携会員

竹沢泰子

開会挨拶

山本眞鳥

近年、活発化してきた海外の先住民運動と呼応して、アイヌ民族の権利のための運動が次第に盛り上がりを見せてきました。学会（日本文化人類学会）としては、あまり大きな影響力は持っていませんでしたが、陰ながら声明を發表したりして新しい政策にサポートを表明したりもいたしました。

国連総会で 2007 年に「先住民族の権利に関する宣言」が採択され、国内でも 2008 年には、国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が可決され、アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会が設置され、その後懇談会報告に基づき、アイヌ政策推進会議が設けられて、今後のアイヌ政策が進められようとしています。

ただし、この動向は、北海道では新聞でもよく報じられているのですが、残念ながら全国的なマスコミに取り上げられることが少なく、北海道を除く地域では知られておりません。アイヌの人々の歴史や現状についてもそうですし、議論されている政策についても、知らない人がほとんどなのです。しかし、このような政策を行うのに、国民的な理解は大変重要なことであると思います。

その意味で、今回「今、アイヌであること」というテーマのシンポジウムを第一部地域研究委員会人類学分科会と第二部統合生物学委員会自然人類学分科会の共催で企画いたしました。京都大学人文科学研究所「人種表象の日本型グローバル研究」（科研基盤 S）とアイヌ民族を専門に扱う北海道大学アイヌ・先住民研究センターの全面のご協力をいただくことができました。本日は、アイヌ民族について語ることできる学者ばかりではなく、アイヌの方々でお話をしてくださる方にもおいでいただきました。アイヌの方々自身の声を届けることが重要であると思うからです。ではみなさま、本日の企画を是非お楽しみください。これを持ちまして、ご挨拶と代えさせていただきます。

世界の先住民族、日本の先住民族

日本学術会議 公開シンポジウム
「今、アイヌであること」
～共に生きるための政策をめざして～

2011年3月6日
本多俊和(スチュアート ヘンリ)
放送大学

先住民(族)について

「先住民」と「先住民族」

先住民とは、集合名詞(同種の事物の集まりを全体として表す)

・たとえば、世界の先住民、現代先住民の状況

先住民族とは、特定の集団⇒アイヌ民族、イヌイト、ホピ、ピユマ

少数民族と先住民族

少数民族: マイノリティで、国民と同等の立場という建前

先住民族: 国民と同等の権利に加えて、先住民族としての権利の法的保障

・たとえば、猟・漁期外の狩猟・漁労、自民族語での教育権など

先住民族をめぐる2つの解釈

- ・外部者に支配される以前、独自の文化と社会を営んできた民族集団
- ・国民国家において、独自の法的地位が保障されている民族集団

先住民族に対する国際的な概念(通念?)

1. 先住性(indigeneity)
 - ・植民地経営当初、居住域の原住民の集団とその子孫の特性。
2. 被支配性
 - ・植民地的支配が及んだ居住域で独自の生活様式を享受できない劣勢な社会的・法的な状況の集団とその子孫のもつ特性。
3. 歴史の共有
 - ・歴史的な居住地において、植民地経営開始当時の原住民の子孫との歴史的連続性があること。
4. 自認
 - ・自ら先住民と認識する集団とその成員。

先住民をめぐる国際情勢の動向

1. 5000集団、総人口は2億5000万人～6億人と推定される
2. 居住域は陸地の20%
3. 70以上の国に居住

※ 1950～60年代の米国民権運動が発端
・国際労働機関(ILO)107号条約(1989年改正第169号条約)
・米国、カナダ、ニュージーランドの条約をめぐる法廷闘争
1970年代: CANZUSで活発な先住民対策政策
1980年代: 国連の舞台へ
1994年: 国際先住民年
1995～2005年: 世界の先住民の国際の10年
2002年: 国連「先住民族問題に関する常設フォーラム」
2007年: 「先住民族の権利に関する国連宣言」

日本における先住民族をめぐる動向(1)

国連人権委員会(B規約)への報告

- ※ 1980年: 少数民族は我が国は存在しない
 - ※ 1987年: アイヌ民族は独自の宗教、言語、文化を保持
 - ※ 1991年: アイヌ民族は少数民族であるとして差し支えない
- ・憲法で平等を保障された国民の権利の享有を否定されていない
- ・先住民族の国際的な定義がないので認定できない
 - ※ 1997年: 政府は引き続き北海道ウタリ対策に協力する

日本における先住民族をめぐる動向(2)

1986～2008年: 日本単一民族国家発言が相次ぐ
2008年: 「アイヌ文化振興法およびウタリ福祉政策実施、格差是正」
→ただし、人権問題なしとの立場
1992年: 国際先住民年開幕式典に先住民族の代表の一人として北海道ウタリ協会(当時)理事長の野村義一氏演説
1994年: アイヌ初の参議院議員菅野茂氏が当選
1996年: 「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」報告書
1997年: 札幌地方裁判所「二風谷ダム訴訟」判決⇒先住民族認定
1997年: 「アイヌ文化振興法」制定
2008年: アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議: 両院採決
2009年: 「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書
・「北海道ウタリ協会」は「北海道アイヌ民族協会」に改称
2009年: 内閣官房にアイヌ総合政策室設置
同時にアイヌ政策推進会議設置

世界の先住民族、日本の先住民族

本多俊和（スチュアート ヘンリ）

アイヌ民族をめぐる先住民議論は近年、盛んになっているが、その背景には何があるのだろうか。代表団体などは、アイヌは先住民族であると以前から主張してきたが、日本政府はその主張を受け入れてこなかったし、1990年代まではアイヌは少数民族であることすら政府は国際的に認めていなかった。しかし、1994年の国際先住民年という国際的な動向において、先住民族に対する意識が国内外で高まり、政府はアイヌ民族の状況について真正面から検討するようになった。

それでも、国民の中には「アイヌはまだいる?」、あるいは学校の教科書に描かれている近世ないし近代初頭のままでの生活をアイヌが今でも送っていると誤解する人は少なからずいる。現在、アイヌは和人（「日本人」）とほとんど変わらない生活を営んでいるが、祖先伝来の文化を継承して、先住民として公式に認められる運動をつづけている。

そこで、20世紀後半から現在にかけての先住民運動の国際的な動向と、アイヌ民族がおかれている国内の状況を概観してみよう。

先住民族という概念

本論に入る前に概念整理しておく必要がある。まず、「先住民族」とはどのような概念なのか、である。国連を含め、国内外の組織で先住民族の定義を設定している組織はない。というのは、定義すればそれに該当しない集団を作り出すからである。また、マジョリティー側から先住民族であるかどうかを決める基準と作るのも従来の植民地主義的な発想であり、該当する集団が自ら決めるべきだとする認識が一般的である。ここで注意すべきは、先住民族としての法的な地位を与えられる集団は、それぞれの国家において定義されることである。

一方、法的に定義されない集団は先住民族ではないとするのも、暴論である。以下に示す指標に当てはまる集団は自他ともに先住民族と位置づけられるが、国際的に議論されている先住民族に認められる、あるいは認めるべきと主張される先住権—先住民族としての特別な権利—の可否は、所属する国家の法律によって保障が異なる。

先住民族の定義はないが、指標さえもなければ先住民族とはどのような集団なのか、見当がつかないので、以下の四つの属性を挙げることができよう。一つ目は、先住性（indigeneity）、つまり近代国家が植民地政策を推進して支配してきた以前からその地

域に住んできた集団とその子孫、二つ目は被支配性、つまり現在、植民地的支配が及んだ歴史的な居住域において独自の生活様式を享受できない劣勢な社会的・法的な状況におかれている集団とその子孫、三つ目は歴史の共有、つまり歴史的な居住地における歴史的連続性、四つ目は自認、つまり自ら先住民と認識する集団という四つの指標が国際的な通念としてある。いうまでもなく、アイヌ民族はこれらの指標に該当するのである。ちなみに、先住民と少数民族の区別はあいまいであるが、先住民と自ら主張しない、もしくは社会主義国家のように先住民と位置づけられない集団は少数民族といわれることもある。また、少数民族には、先住権は認められない。

アイヌは民族として存在しないと一部の論客はいるが、傾聴に値しない極論であるので、ここではそれに触れないことにする。

国際舞台での先住民運動

先住民運動が国際的に本格化するのには、戦後の米国公民権運動の中である。

米国で先住民の権利を確立させた契機の一つは、退役軍人援護法によって支給される大学教育資金を使い、退役した先住民が進学して法的な知識を得て、政府が履行してこなかった先住民との条約の条文の履行を法的な手段を駆使して政府に迫ったことである。

また、国際的な規約として、個人的な人権を趣旨とした「世界人権宣言」（1948年）、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（1976年）および「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（1976年）では、「エスニック少数者」は先住民にも弾力的に該当し、「すべての<民族>（all peoples）の自決権および資源に対する権利は先住民にも該当する」という解釈が国際的に認められる傾向にある。そのほかに、先住民の権利に関して、国際労働機構169条約（1989）や世界銀行指令OB/BP.10（2005）などで具体的な条文があり、そうした権利に該当する先住民集団を規定する基準が必要だとされている。たとえば、世界銀行の援助による開発プロジェクトに際して、先住民のニーズと環境保護に適合する計画が求められている。インド政府が強行しているナルマダ・ダム建設に関して、その規定を無視したため、世界銀行は援助を1993年にうち切った、などの事例が示すように、国際機関が先住権の保護に対して徐々に影響を及ぼしはじめている。

世界の先住民全体にとって大きな転換となったのは、2007年に国連総会で採決された「先住民に関する国連宣言」である。宣言は国際法上の拘束力はないが、世界各地の先住民の待遇と権利の規範が示されている（http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS_japanese.pdf）。

アイヌ民族の状況

アイヌ民族の略史については、表 1 を参照して頂きたい。ここでは、20～21 世紀を中心に論を進める。

アイヌ民族の基本的国策として 1899 年に制定された「北海道旧土人保護法」は、1997 年に成立した「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）によって廃止された。北海道大学アイヌ・先住民研究センター長の常本照樹教授が分析する振興法のキーポイントは、1) アイヌの民族性が認められた、2) 明治以降、アイヌ民族が同化政策の下で、文化的、社会的、経済的な被害を被ったことを認めている、3) アイヌ民族に対する福祉対策は不十分であるとした、4) アイヌ民族の先住性を認めている、5) 土地と資源などの返還、過去の差別や被害に対する補償はできない、6) 過去を観点とせずに、アイヌ民族の言語と文化の保存振興、伝統的な生活空間の再生と、アイヌ民族に対する国民の理解を促進するという「未来志向」であるべきと提言している、7) アイヌ民族一人一人はさまざまな生き方を選択しているので、本人の意思を無視して一律に施策の対象とすべきではないという立場をとった、などの点である。

ただし、「アイヌ文化振興法」は先住民族としての対策ではなく、先住性のある少数民族の言語と文化を振興し、国民の理解を促進するためにアイヌ民族の伝統に関する知識の普及と啓発、そして伝統的な生活空間（イオル）の再生を趣旨とした施策に徹しているので、法律が先住民族としてのアイヌの課題を回避している点で評価が割れている。

アイヌ民族の先住性をめぐる新しい動きとして、2008 年 6 月に衆参両院本会議において全会一致で可決された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」がある。これは、2007 年の「先住民族の権利に関する国際連合宣言を踏まえ、アイヌの人々を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認める」ことを求める決議であり、どのような条件をもって先住民族として認めるのかについて審議するために、2008 年 7 月に「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が設置された。

2009 年 7 月 30 日に提出された懇談会の報告書では、アイヌ民族は先住民族であることの認識、先住民族であることから導き出される政策の展開、政策展開に当たって、国民の理解の必要性という点が提示されている。その上で、江戸時代以降、同化政策がアイヌ文化に深刻な打撃を与えたことに関する克明な記述を受け、政府はアイヌ文化振興に責任があること、アイヌ文化と歴史に関する戦略的な研究体制を構築する必要があることなど、懇談会の意見が記されている。

懇談会の報告書を受け、アイヌ民族の意見を反映させながら、アイヌ政策を総合的に推進するために、2009年8月に内閣官房に「アイヌ総合政策室」が設置された。政策を推進する主体は4名のアイヌを含めた12名のメンバーによって構成されている「アイヌ政策推進会議」である。注目されているのは、「民族共生の象徴的な空間」の提案である。象徴的な空間は、アイヌにとっても、国民一般にとっても、国際的にも意義のあるナショナル・センターの施設をつくり、そこでアイヌ民族の歴史を紹介するとともに、アイヌに関する調査研究を行ない、アイヌ文化の伝承者を育成する国家的なプロジェクトとして提案されている意義は大きい。

なぜ先住民族なのか

先住民族をめぐる状況は、その民族が属する国家によって大きく異なっており、住んでいる国家によっては対応の差異が際立っている。イギリスからの移住者を中心に樹立された旧植民地であるカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ（CANZUS）の先住民政策をモデルに、地域や国家の事情を加味した対応が21世紀に入って目立ってきている。それでも、国連宣言が採択されたとしても、権利が保障される先住民になれるかどうか、そしてどのように待遇されるのかは、それぞれの国家の決定次第である。

民族自治と自決—自決は必ずしも分離独立を意味しないことに留意されたい—という国際的な潮流を汲みながら、日本で先住民族としてのアイヌ民族の位置づけと共生の有り様に真摯にとりくむ時代となってきた。

参考文献

窪田幸子；野林厚志編

2009 『「先住民」とはだれか』世界思想社

スチュアート ヘンリ

1997 「先住民運動：その歴史、展開、現状と展望」『紛争と運動：岩波講座 人類学 6』（青木保ほか編）、pp.229-257、岩波書店

1998 「先住民族が成立する条件：理念から現実への軌跡」『周辺民族の現在』（清水昭俊編）pp.235-263、世界思想社

富田虎男；スチュアート ヘンリ編

2005 『北米』講座 世界の先住民族：ファースト・ピープルズの現在 07、明石書店

表1 アイヌ民族略史（15世紀以降）

1400年代	和人の北海道（蝦夷地）侵出が本格化する
1456	和人の鍛冶屋がアイヌ青年を殺す
1457	コシャマインの戦い：和睦交渉の場でコシャマインが和人に殺される
1515～	和人による搾取と土地占領に対する武力衝突多発
1593	松前藩に豊臣秀吉が支配権を承認（朱印状）
1604	松前藩に徳川家康が支配権を承認（黒印状）
1620	場所制導入
1620～	場所制に対するアイヌの不满による抗議行動多発
1669	シヤクシャインの戦い：弘前（津軽）藩、盛岡（南部）藩、久保田（佐竹）藩の援助で松前郡に破れる
1720～	場所請負制導入でアイヌへの搾取が激化
1780	天然痘流行によって多数のアイヌが死亡
1789	メナシ・クナシリの戦い：最後の武力衝突
1799	幕府による一次的な蝦夷地直轄支配
1817	天然痘流行によって多数のアイヌが死亡
1821	蝦夷地支配は松前藩にもどる
1855	日ロ和親条約
1856	幕府による同化政策の推進
1869	蝦夷地は北海道に改称、場所請負制廃止、アイヌに戸籍開始、旧風習禁止
1871	開拓使設置、アイヌを戸籍に編入
1875～1876	樺太・千島交換条約：樺太アイヌを宗谷、対雁へ強制移住
1878	開拓使はアイヌの呼称を「旧土人」に統一する
1889	アイヌのシカ猟禁止
1899	北海道旧土人保護法制定
1901	「旧土人小学校」設置
1930	北海道アイヌ協会設立
1955	クマ送り儀礼（「イオマンテ」）禁止
1974～2001	第一・第四ウタリ福祉対策実勢
1980	関東ウタリ会設立
1986～	総理などの政府高官による「日本は単一民族国家」発言が相次ぐ
1987	北海道ウタリ協会（現北海道アイヌ協会）の代表が国連先住民部会へ出席
1984	北海道ウタリ協会が「アイヌ民族に関する法律案」採択
1992	12月のニューヨーク国連本部の「国際先住民年」開幕式典で記念演説
1994	萱野茂氏が参議院議員当選
1996	「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」報告書で北海道旧土人保護法廃止、新法提唱
1997	<ul style="list-style-type: none"> ・二風谷判決（札幌地裁）でアイヌは先住民と定義する ・「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」制定 ↳ 「北海道旧土人保護法」、「旭川市旧土人保護地処分法」廃止

2008	アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議：両院採決議
2009	「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書を受けて、内閣官房にアイヌ総合政策室設置およびアイヌ政策推進会議設置

ひとつの列島、ふたつの国家、みっつの文化

佐々木利和

1. ひとつの列島

「日本列島」

現在は北海道、本州、四国、九州と付属島嶼を指す。おおむね 3500Km.

日本列島弧：樺太、千島、北海道、本州、四国、九州、南西諸島を指す

2. ふたつの国家

明治 12 年（琉球処分）以前に日本列島には

- ① 天皇を核とする国家
 - ② 琉球国王を核とする国家
- が存在した

3. みっつの文化

日本列島には

- ① アイヌ語を母語とするアイヌ文化
 - ② 日本語を母語とする日本文化
 - ③ 琉球語を母語とする琉球文化
- が存在する

4. それぞれの文化を紹介する場は

- ① 日本文化の場合

イ 国立博物館

独立行政法人文化財機構の博物館

東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館、

大学共同機関利用法人人間文化機構の博物館

国立民族学博物館、国立歴史民俗博物館

ロ 独立行政法人国立美術館

ハ 国立劇場

ニ 自治体による公立博物館、美術館

ホ 私立博物館、美術館

② 琉球文化の場合

- イ 国立博物館の一部
- ロ 国立劇場
- ハ 沖縄県立博物館・美術館
- ニ 自治体による公立博物館
- ホ 私立博物館

③ アイヌ文化の場合

- イ 国立博物館
 - 東京国立博物館の一部で
 - 九州国立博物館の一部で
 - 国立民族学博物館の一部で
 - 国立歴史民俗博物館の一部で
- ロ 国立大学機構北海道大学
 - 植物園博物館の一部で
- ハ 自治体の博物館
 - 北海道開拓記念館の一部で
 - 函館市北方文化博物館など市町村の博物館の一部で
- ニ 私立博物館
 - 財団法人アイヌ民族博物館

5. 民族共生の象徴となる空間構想とは

- ① アイヌの歴史や文化に関する国民の正しい理解の場
- ② アイヌ文化やアイヌ語の伝承を確実にするための場

6. 上記のようにアイヌ文化を紹介する場は極めて限られている

7. この報告後、民族共生の象徴となる空間構想の報告書が出たので、その概要を紹介する

<「民族共生の象徴となる空間」(以下象徴空間) 作業部会報告概要>

(一部は全文を示した)

1. 検討の経緯

(1) 「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告」における位置付け

- ・先の有識者懇談会報告のコンセプト全体を体現する「扇の要」の政策として、先住民族の尊厳を尊重し差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴としての意味を持つものと位置付け。

(2) 作業部会における検討の経緯

- ・アイヌ委員の提案を基に、文化人類学、自然人類学、環境学、観光、海外事例等について有識者ヒアリングを実施し、象徴空間の意義、具体機能、候補地等について専門的見地から検討。

2. 象徴空間の基本的考え方<全文>

(1) 象徴空間の意義、必要性等

有識者懇談会報告で提言されているとおり、今後のアイヌ政策は、先住民族であるアイヌの文化の復興に配慮すべき強い責任が国にあるという認識に基づき、国が中心となり、地方公共団体や民間団体等と連携し、「広義のアイヌ文化の復興」、「アイヌの歴史、文化等に関する国民の理解の促進」に係る政策を積極的に推進していくことが求められている。

これまでアイヌ文化の振興や普及啓発については、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成9年法律第52号。以下「アイヌ文化振興法」）の施行を契機として、北海道内各地域を中心に様々な取組が展開され、アイヌ文化伝承活動の裾野が拡大する等の一定の成果が現れてきている。

しかしながら、アイヌの人々は北海道を中心に居住しているが、海外の多くの先住民族のように自分たちのみの居住地域を形成し、まとまって生活を営みつつ独自の言語等を維持・継承しているような状況にはなく、現在では他の多くの日本人とほぼ変わらない生活を営んでいる等の事情もあり、

- ・未だなお、アイヌの歴史、文化等について国民各層の幅広く十分な理解が得られていない
- ・アイヌとしてのアイデンティティを持つ先住民族が国内に存在し、今日においても文化を復興させる意思を持ち続けていることの意義や価値が十分認識されていない

・アイヌ文化の伝承者等が少なくなるとともに、アイヌ語、伝統工芸その他の存立の危機にある分野が存在する

等の基本的な課題に直面している。

先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、さらにアイヌ文化が直面している基本的な課題に対応しつつ、我が国が将来へ向け、多様で豊かな文化や異なる民族との共生を尊重していくためには、アイヌの歴史、文化等に関する国民各層の正しく幅広い理解の促進を図るとともに、将来へ向けてアイヌ文化の継承をより確実なものとし、新たなアイヌ文化の創造及び発展に繋げていくための中心的な拠点が必要となる。

このような背景を踏まえ、象徴空間は、①アイヌの人々が主体的に、かつ、誇りを持って文化伝承活動を行い、伝統を基礎とした新たな文化を創造することができるような、心のよりどころとなる空間としての「アイヌの人々にとっての意義」のみならず、②多様で豊かな文化を享有できる空間としての「国民一般にとっての意義」や、③異なる民族の共生、文化の多様性の尊重等の国際的にも追求される理念を実現する空間としての「国際的な意義」といったグローバルな視点も含め、極めて重要な複合的意義を有する空間であるとの認識に立って具体化を図っていく必要がある。

(2) 象徴空間の役割

上記の意義等を踏まえ、象徴空間は、今後のアイヌ政策推進の中心的な拠点として、現行の施策や取組との役割分担等の観点から、主に以下の役割を担うものとする。

①「広義のアイヌ文化復興」の拠点

土地資源の利活用、産業振興等を含む広義のアイヌ文化復興の観点から、特に、広大な自然空間等のフィールドを必要とする文化実践・伝承活動等を支える機能、伝統的工芸技術やアイヌ語の伝承者等の人材育成に関する機能、伝統を基礎とした新しい文化を創造していくための機能等を担う。

②「アイヌの歴史、文化等に関する国民の理解の促進」の拠点

アイヌの歴史、文化等に関する国民の理解を促進する観点から、特に、総合的・一体的にアイヌの歴史、文化等に関する理解、体験等を可能とする機能、国内外への総合的な情報発信拠点としての機能等を担う。

③「将来の発展に向けた連携・協働」の拠点

将来の発展に向け、異なる民族が共生し、連携及び協働を図る観点から、特に、研究、教育等の分野において、これまでの取組の成果や課題を踏まえつつ、将来へ向けてアイヌの人々とアイヌ以外の人々が協力して課題を解決していく象徴としての機能、国内の他の文化や海外の先住民族等との交流拠点としての機能等を担う。

(3) 象徴空間の基本的な形態

上記の役割を担うためには、文化伝承活動、展示等の中心的な拠点となる施設及び広大な自然空間（豊かな自然が維持・活用されている区域）の活用が必要となる。

具体的には、アイヌ文化復興等に関するナショナルセンターとなるような拠点として、国の主体性の下、教育、研究、展示等を行う中核的な文化施設を核とし、併せて、自然と共生してきたアイヌ文化の特性を踏まえ、広大な自然空間の中で、フィールドを活用したアイヌ文化の実践・伝承活動や、アイヌの歴史、文化等に触れながら行われる、体験・交流活動を中心とした様々なアウトドア活動が展開できるよう、自然体験型の野外ミュージアムを中心とした空間を整備する。

文化施設及びその周辺の自然空間（山、海、川等）を含む区域は、利用者の利便性、効果の発現等を考慮し、短時間で移動が可能となるよう地理的にまとまりのある一団の区域とするとともに、アイヌの精神文化や自然観を尊重したデザインやコンセプトの統一性を保持するように努める（中心的な区域）。また、中心的な区域内の自然空間（山、海、川等）については、関係者の理解及び協力を得ながら文化実践・伝承活動、体験・交流活動等が行いやすい環境を整備する。

さらに、象徴空間としての機能を十分に発揮するため必要な場合には、中心的な区域の周辺の自然空間（山、海、川等）の一部についても、中心的な区域と一体的に象徴空間を形成する区域（関連する区域）とし、関係者の理解及び協力を得ながら文化実践・伝承活動、体験・交流活動等が行いやすい環境を整備する。

中心的な区域及び関連する区域については、合理的な土地利用の観点も踏まえつつ、用地の円滑な確保に資するため、国・公有地の活用を基本に検討する。

3. 具体的な機能等

(1) 展示等機能＜全文＞

アイヌの歴史、文化等に初めて触れる人々を含め、国内外の多様な人々に、先住民族としてのアイヌ民族の歴史や文化を学び、正しく理解する機会を提供するため、アイヌの歴史、文化等を総合的・一体的に紹介し、理解の増進を図るとともに、各地域の博物館等のネットワークの拠点となる文化施設（博物館等）を整備する。

文化施設には、自然空間を活用した文化実践・伝承活動や、体験・交流活動を展開できるような野外ミュージアム機能を併せ持たせる。

また、展示機能を核として、調査研究機能やアイヌ文化に関する十分な知見を有するキュレーター、文化伝承者等の人材育成機能も併せ持たせることとする。このため、展示スペースに加え、調査研究、研修、会議等多目的に利用可能なスペース等を設置する。

また、研修者等が長期に滞在可能となるよう配慮する。

なお、文化施設については、国立を含め、国が主体的に整備することを基本とする。

① アイヌの歴史、文化等の展示

展示内容は、これまで余り伝えられていないアイヌの歴史、文化等の多様性や、周辺の民族との関係性をベースに、山、海、川等におけるアイヌの自然観と精神文化を総合的・一体的に理解できるようなものとし、考古学や自然人類学の視点も取り入れる。

アイヌの文化、伝統等に係る文化財等は、国立博物館をはじめ各地域の博物館等とネットワークを形成し、各博物館等に保管されているアイヌ文化資料等を活用した総合的・一体的な展示が行われることが望ましい。

展示機能に加え、北海道内を中心とした各地域の特性を踏まえたアイヌ文化振興の取組に関する情報、広域的な観点での観光情報等を含めた国内外の情報発信の拠点として活用する。

② 調査研究

未解明な分野が多いアイヌの社会や文化の形成・発展過程、内容等を明らかにしていくため、文化施設や自然空間を研究フィールドとした実践的な調査研究を行う。このほか、アイヌの歴史を解明するための人類学等の調査研究については、後述するアイヌの人骨の集約等の状況に応じて行うことを可能とする。

また、各研究機関におけるアイヌ関連の研究成果発表等の機会を積極的に提供する等により、研究者間の交流を促進する。

研究成果は、文化施設における展示等を通じて、アイヌの人々を含めた国民に広く還元するものとする。

③ 文化実践者、伝承者等の人材育成

象徴空間において総合的・集中的に人材育成を実施することが有効な分野を特定した上で、当面は、文化施設や自然空間を活用して、(財)アイヌ文化振興・研究推進機構(以下「アイヌ文化振興財団」)をはじめ各機関が行う文化実践・伝承者等の人材育成に関する事業等を総合的・集中的に実施するほか、大学等の教育研究機関等と連携・協力するなど人材育成の拠点の場としての機能を担うこととする。

技術等の習得後の人材の活用の観点から、地域における伝統的な技術や技能を用いた製品のマーケット拡大の取組等との連携を図るとともに、伝統的な工芸品の価値を適正に評価することを可能とするような環境整備が必要である。

上記の取組の成果等を検証・評価した上で、必要性、対象分野、利用の見通し等を考慮しながら、中・長期的には教育施設(学校)のような組織の設置を視野に入れ

ていくことも考えられる。

象徴空間が、上記の展示、調査研究及び人材育成に関する中心的な拠点として機能するためには、それにふさわしいアイヌ文化資料や人材の確保が必要となる。このため、国内外のアイヌ文化資料、人材等の実態把握を行う必要がある。

(2) 体験・交流機能

- ・伝統的家屋（チセ）等の施設を活用するなど、一年を通じ様々な文化伝承活動等の展開が可能となるよう文化施設内外のスペースを有効に活用。
- ・象徴空間内の自然空間（山、海、川等）において、文化実践・伝承活動、体験・交流活動等を行いやすい環境を整備する観点から、国有林野等に係る手続き等の一層の配慮、海、海岸、港等における食文化をはじめとするアイヌ文化の体験・交流活動の実施等を検討。
- ・国内の他の文化や海外の先住民族文化等との交流を促進するためのスペースを確保。

(3) 文化施設周辺の公園機能

- ・国内外から訪れる多様な利用者が快適に過ごせる魅力ある空間を形成するため、文化施設等の周辺については、レクリエーション活動や憩いの場等の提供を可能とする公園的な土地利用が望まれる。
- ・案内板等におけるアイヌ語での表記その他アイヌの精神文化や自然観を尊重したデザイン等に配慮。

(4) アイヌの精神文化を尊重する機能

- ・象徴空間の意義等についての国民理解を促進するための象徴的な施設として、アイヌの伝統的儀礼や儀式のためにも活用できるような広場及びモニュメントを整備。
- ・各大学等に保管されているアイヌの人骨について、遺族等への返還が可能なものについては、各大学等において返還するとともに、遺族等への返還の目途が立たないものについては、国が主導して、象徴空間に集約し、尊厳ある慰霊が可能となるよう配慮。
- ・集約の対象となる人骨を特定し、人骨の返還や集約の進め方に関する検討を行うため、各大学等の協力を得て、アイヌの人骨の保管状況等を把握。
- ・集約に際しては、施設の設置場所に留意し、地元の理解を得るよう努める。集約した人骨は、アイヌの人々の理解を得つつ、アイヌの歴史を解明するための研究に寄与することを可能とする。

4. 候補地

(1) 候補地選定に当たっての検討経緯

- ・アイヌ文化の振興等に取り組んでいる北海道内の8地域を対象として、候補地の要件として設定した自然環境、人材、施設等の要件に照らし、各地域の取組状況等について評価し、候補地を選定。

(2) 候補地の選定

- ・いずれの要件においても優位であり、特に自然的・地理的条件、人材や施設等の集積状況、地元の関係機関等の協力体制において優れている北海道白老町が候補地としてふさわしいと判断。
- ・白老町においては、ポロト湖畔周辺の区域が象徴空間の中心的な区域として最もふさわしいと想定。

5. 他の地域の取組等との連携・役割分担

- ・象徴空間の機能、施設等と、地域特性を踏まえた地域固有の取組とが連携・役割分担し、全体として効果的なアイヌ文化の振興等が図られるよう、必要な支援も含め配慮していくことが重要。
- ・アイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生事業については、象徴空間の取組との役割分担を明確にし、有機的な連携が確保されること等が必要。

6. 今後の検討課題等

(1) 今後の検討課題

- ・引き続き象徴空間の整備、効果等に関する国民的コンセンサスの形成に向けた努力が求められる。
- ・国とともに、地方公共団体、民間団体等がそれぞれの役割に応じて積極的に連携・協力することにより真に効果的な機能発揮がなされる。
- ・既存の施設等の有効活用、アイヌの人々の主体的参画の在り方、民間活力の導入方策等を検討。
- ・地元にある既存の博物館等の活用の在り方、アイヌ文化振興法に基づく事業等の活用方法を精査することも必要。

(2) 今後の検討体制

- ・関係府省からなる検討体制の構築を検討するとともに、現地においても関係主体による実務的な検討体制を創設し、推進体制の構築を図ることが必要。
- ・各般の課題が残されていることから、引き続きアイヌ政策推進会議の下で作業部会を開催し、具体化に向けたフォローアップを行うとともに専門的見地からの検討を継続していくことが必要。

終わりに＜全文＞

この報告書は、昨年春以来、アイヌの人々も委員として参画する中で、13回にわたる精力的な審議と現地視察等を通じて形成された委員共通の認識を整理したものである。

本作業部会に与えられた使命である象徴空間の整備に向けた基本的な構想を一応整理することができたものと考えているが、これを具体化するに当たっては、象徴空間の整備が想定される候補地における具体的な機能・施設等の導入・配置の在り方や、国民的コンセンサスの形成など空間の整備に向けて対応すべき課題は多いと考える。このため、アイヌ政策推進会議において、引き続き作業部会を開催して、フォローアップを行うとともに専門的見地から継続的な検討が進められることが必要と考える。

また、アイヌの人々の中に多様な意見が存在する論点もあり、作業部会としても、取りまとめに当たって、慎重に議論を重ねたところである。今後のより良い空間の具体像づくりのためにも、アイヌの人々の中での意見集約や共通の理解・認識の形成促進に向けた一層の取組を期待したい。

今後は、政府部内において、象徴空間の具体化に向けた検討が一層進められることを期待するが、その際には、関係する府省の連携・協力が不可欠であり、政府における推進体制の構築についても検討することが求められる。また、既に有識者懇談会報告において、立法措置の検討について言及されているところであるが、象徴空間の具体化に当たっても、必要に応じて立法措置を講じることを含めて、適切な検討が行われることが望まれる。

新たなアイヌ政策の「扇の要」となる政策である「民族共生の象徴となる空間」は、国はもちろんのこと、地方公共団体、民間団体、アイヌの人々等の主体的な参画を得るとともに、各主体が自らの特性を活かし、その役割を積極的に果たすことで、はじめて真に効果的なものとして実現されていくものであり、もって、我が国が、将来へ向けて、先住民族の尊厳を尊重し差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていく一助となることを強く期待したい。

先住民族アイヌと多文化共生

常本照樹

〇はじめに

2008年6月6日に衆参両院は、全会一致で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を採択した。すなわち、国会は政府に対し、「政府は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を踏まえ、アイヌの人々を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めること。」を求めたのである。もちろん、その前提として、両院がアイヌ民族を先住民族と認識したということができる。そして、これを受けて内閣官房長官は、「政府としても、アイヌの人々が・・・、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるとの認識の下に、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組む所存であります。」という談話を発表した。

この国会決議及び官房長官談話の背景にあったのは、「先住民族の権利に関する国連宣言」である。これは厳密に言えば、条約とは異なり法的拘束力を持つものではないが、先住民族というコンセプトの基盤にある固有の権利及び世界のさまざまな先住民族がその生活実態に応じて要求する権利の最大公約数的な権利を集約したものであり、先住民族に関する政策のあり方の一般的な国際指針としても意義は大きく、十分に尊重されなければならないものと考えられている。国際的な先住民族コミュニティにおいては、アイヌ民族も先住民族とみなされており、日本政府としてもこれに対応する必要に迫られたという事情があったものと思われる。

なお、この宣言の採択の時点においては、日本は賛成投票をしていたが、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの4カ国が反対に回っていた。しかし、2009年から昨年にかけて、これら4カ国が次々と反対の意思を撤回し、宣言支持の立場を表明したことにより、棄権した国はあるものの、反対国はなくなった。このことにより、宣言の道徳的、政治的権威は一層高まったと言えることができる。

さて、日本においては、先ほど述べたようにアイヌ民族は先住民族であると公式に承認されたわけであるが、先住民族とはそもそもどういう意味か、それにどういう法的効果が伴うのか、については国会決議の中でも官房長官談話の

中でも明らかにされてはいなかった。また、国連宣言においても、それぞれの先住民族及び国々の状況が異なること並びにその特殊性、多様性が重視されるべきであることが謳われ、さらに、最近支持に回ったアメリカなどの4カ国はもとより、当初から賛成していた国々の多くも、それぞれの国内法の枠内において宣言の実現を図ると述べていることに照らしても、アイヌ民族と日本の事情に適合した政策が必要とされると考えられるため、これらの問題について考え、総合的な政策の枠組を作ることを目的として、2008年8月に内閣官房長官のもとに「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が設置された。そこでは、日本国はアイヌ民族とどのような関係にあるのか、ほかの国民との関係とどこが、なぜ違うのか、さらに、アイヌ政策と国民はどのように関わるのか、といった基本的な問題が検討され、さらにこれらの検討を踏まえた政策の提言を行った。本日は、そこで扱われた事柄の中から最も基本的な問題を取り上げて振り返るとともに、広い意味での多文化共生との関わりについても考えてみたい。

○アイヌ文化と民族的アイデンティティ

さて、アイヌは、もともと本州以南の日本人とは違った独自の文化を持ち、まったく異なった言語を話す異民族だといわれている。最近の北海道庁の調査によれば、現在では北海道に少なくとも24,000人ほどの、おそらくはもっと多くの、アイヌ民族が生活している。そのほかに関東圏を中心に数千人のアイヌが北海道外に生活しているとも言われている。しかしながら、いま日常的にアイヌ語を話している人たちも、伝統的な生活を送っている人々も、北海道においても見当たらない。

アイヌ民族がアイヌ語を母語として話さなくなり、ほかの日本人とほぼ変わらない生活を送るようになったのは、主として明治時代の国の政策の結果といわれている。それ以前から、ロシアや欧米列強の艦船が北海道や千島列島の近くに現れて様々な圧力をかけていた。このような国際環境のなかで、当時の日本政府は、北海道を日本の領土として確定するため、北海道に日本の制度を持ち込み、先住民族であったアイヌを日本人化することに力を注いだ。主として租税制度確立のための近代的な土地所有制度の導入により、アイヌの人々は狩猟、漁労、採集などの場を狭められ、さらに開拓が進むにつれて狩猟、漁労が全道的に禁止されるようになって、アイヌの人々は貧窮を余儀なくされ、また、民族独自の文化や風習の制限・禁止、アイヌ語を話す機会の減少は、アイヌの人々

の同化を進め、その独自の文化は大きな打撃を受けたのである。

しかし、言葉や見かけは変わっても、祖先から受け継いできた文化とともに、自らがアイヌだという意識、民族的アイデンティティまでが失われたわけではない。そして、このアイヌとしてのアイデンティティこそが、民族の核心といえることができるのである。けれども、言葉をはじめ様々な民族固有の文化が損なわれ、さらに有形無形の差別の中で、アイヌとしてのアイデンティティを保持することが困難になっていることは否めない。

北海道「開拓」の歴史を見れば明らかなように、アイヌ民族がアイヌとしてのアイデンティティを保持できる環境、すなわちアイヌ語を話しアイヌ文化の中で生きていける環境を失ったのは、自らがそう望んだからではなく、日本という国の政策の結果である。そうであるなら、国には、アイヌの人々が望む限り、アイヌ文化に親しみ、アイヌとしての意識を持って生きることができるような環境を回復させる責務があるということになるのではないだろうか。これをアイヌの側から言い換えれば、アイヌ民族は、北海道を中心とする日本北部の先住民族として、国に対して自らの文化に親しみ、アイヌとしてのアイデンティティを持って生きていけるような環境を実現するよう要求することができる、国にはそれに応える義務があると考えられるように思われる。

これが、2009年7月に内閣官房長官に提出された「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書の基本的な考え方といえることができる。報告書の表現を引用すると、「国の近代化政策の結果、その文化に深刻な打撃を与えたという経緯を踏まえ、国には先住民族であるアイヌの文化の復興に配慮すべき強い責任がある」のである。

このように、ある土地に事実として先住していた民族が、支配国家の政策の結果として、自らの意に反して、あるいは少なくともその意に関わりなく、被支配的な少数民族たる地位におかれた時には、当該国家は当該民族の失った利益等の回復に責任を負うと考えられるから、このような民族を先住民族と観念することによって、国家の特別の配慮義務とそれに基づく政策とを導くことができる」と懇談会は考えたと言って良いだろう。

ここで一つ付け加えると、通常、先住民族という場合には、国連宣言の中に掲げられているような、自決権を中心とした特別の権利を享有する民族というように考えられることが多いように思う。しかし、このように権利をカギとして先住民族をとらえた場合には、アイヌ民族や日本の事情に適合しないという問題が生ずる恐れがある。一つは権利主体の問題である。すなわち権利享有主

体としてのアイヌは誰か、誰がどのような基準に基づいて決定するのか、これは実はかなり難しい問題である。アイヌが誰かはアイヌ自らが決めるという意見もあるが、人口調査のような場合はともかく、権利及びそれに基づく政策とりわけ何らかの給付の受給権者を定める場合に、主観的意思で決定できるということにはならないだろう。もう一つの問題は集団的権利である。土地の権利や言語権など、国連宣言に含まれている先住民族固有の権利の中には、集団が権利主体となるものが少なくない。しかし、欧米及びその法体系を継受した日本においては、権利主体は個人が原則であり、民族のような集団を権利主体と認めることは容易ではない。もちろん、これらの問題は解決できない問題ではないが、少なくとも1年と限られた懇談会の審議期間のなかで答えを出せる問題ではない。そのため、懇談会はまず政策ベースで考え、当面必要な政策を提示したのである。

さて、このように懇談会は、先住民族であるアイヌの失われた利益の回復に対して政府は特に強い責任を負うとしたのであるが、そこで回復すべき利益として想定されたのが文化であった。

ただ、文化というと、言葉や舞踊、工芸などに限られるのかと思われるかもしれない。実際、1997年に制定されたアイヌ文化振興法は、さしあたりこのような狭い意味の文化に限定してその振興を図っている。それゆえ、わざわざ法律の中にそこで扱う文化の定義規定を置いているのである。しかし、本来の文化とは、「人間が自然に手を加えて形成してきた物心両面の成果。衣食住をはじめ科学・技術・学問・芸術・道徳・宗教・政治など生活形成の様式と内容とを含む。」（広辞苑第6版）のである。文化とは、人間生活のあらゆる側面に関わる広い意味を持っているのであり、報告書が回復すべきとしている文化は、この広い意味での文化であることに留意する必要がある。

また、報告書は、「伝統を踏まえた復興とともに、それを核として新しいアイヌ文化を創造する視点が必要」であるとしており、伝統的な文化だけでなく、未来に向けて新しい文化を創り出していけるような環境をつくる必要があると指摘している。

このような広い意味でのアイヌ文化を復興し、発展させるために、そして、アイヌとしてのアイデンティティをもって生きることを可能にするために、豊かな自然のなかにアイヌ文化教育研究施設や民族交流施設などを持つ民族共生の象徴となる空間の整備、アイヌ研究の推進、アイヌ語をはじめとするアイヌ文化の振興、アイヌによる土地・資源の利活用の促進、産業振興、生活向上関

連施策、国民の理解促進などの政策が進められようとしている。

懇談会の政策の基本に関わる柱をもう一つ御紹介すると、それは、これまで述べたようなアイヌ政策の基盤を憲法に求めたと言うことである。特に、「すべて国民は、個人として尊重される。」と規定する憲法 13 条が大きな役割を果たした。憲法第 13 条でいう個人の尊重とは個人の生き方の選択の尊重ということであって、アイヌとしてのアイデンティティを持って生きる道を選択する人がいる場合には、当然それは尊重されなければならない。尊重するというのは邪魔してはいけないという意味も当然あるけれど、それに留まらずそれが可能になるような環境を国として整備するというのも当然含んでいると考えるべきだというふうに報告書の中では謳っている。そうすることによって、アイヌ民族という意識を持っている人がアイヌらしく生きていくためには、例えばアイヌ語がきちんと伝承されていなければいけない。つまり、民族意識というのは外的な環境によって形成されていく側面が強いと言われており、子どもの頃からどういう環境のもとで生活していくのかということによって人間のエスニックな面も含めた意識が形成されていくのであって、民族固有の言葉をはじめ様々な物語や生活のあり方、伝統の保持のあり方それらが全て整備されてアイヌ民族の意識が継承されていくのである。しかも社会的にアイヌに対する差別のあるところではそういう意識が積極的に選択されないわけであるから、差別が解消されなくてはならないことも当然である。

このようにアイヌとしての意識を誇りを持って選択できる社会を作るという基本原則を憲法第 13 条によって打ち立てることができるとするならば、これまで多くの人々がアイヌ民族に必要だと言ってきた政策のかなりのものがこれによってカバーされるのではないかと懇談会は考えたのである。

○先住民族政策と多文化共生

このようなアイヌ民族を対象とした政策に対しては、いろいろな疑問や批判を耳にすることがある。例えば、「独自の文化を持っている人々の集団は、南米などから移住してきた人々のように、ほかにもいるのではないか」とか、「生活に困窮している人たちはほかにも少なくないのに、なぜアイヌに特別の予算を充当するのか」という声もあるし、「現代の国民がアイヌを迫害したわけではないのに、なぜ我々が昔の開拓政策の後始末をしなければならないのか」、という疑問を聞くこともある。

これらの疑問には、法的な疑問とより実質的な、あるいは感情的な疑問の両

方が含まれている。

法的な疑問は主として平等性に関わるものであるが、それに対しては、先ほど御紹介した憲法 13 条への政策の基礎付けが意味を持つ。すなわち、アイヌ民族だけを対象とする政策を展開した場合、なぜほかの国民を対象としないのか、それは平等原則に反するのではないかという疑問が生じる余地があるが、それに対しては、アイヌ政策が憲法 13 条に基礎付けられているとしたら、憲法自身が認めている政策であるから、同じ憲法の 14 条の平等原則には違反しないと言うことができることになるであろう。

次に同様の疑問がより実質的なものとして、あるいは感情的なものとして提示された場合には、アイヌ政策と多文化共生ないし多民族共生社会の理念との関係について考えてみるのが有益であろう。多文化共生とは、「国籍や民族の異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、・・・共に生きていくこと」（「多文化共生の推進に関する研究会報告書」2006 年 3 月、総務省、5 頁）だと言われる。例えば、本州ではブラジルなどの南米から移住してきた住民が少なくなく、このような独自の文化をもっている地域住民と、互いの文化を尊重しあいながら共に生きていくことが多文化共生の意味するところだと考えられている。それでは、独自の文化を持つアイヌ民族とその文化を尊重しながら共に生きていくことは、ブラジルやほかの外国からの移民の人々との共生と同じことなのだろうか。個人のレベルで考えた場合には、共生の相手がアイヌであろうと、ブラジル系であろうと違いはないといえるかもしれない。しかし、国の政策を考える場合には、政策の結果として独自の文化に深刻な打撃を受け、自らの意思に関わりなく日本社会への参入と同化を強いられた民族と、(少なくとも法的強制がないという意味でも) 自らの意思によって日本に移住した人々に対しては、国として負う責任の重さに違いがあると言わなければならないであろう。その意味で、アイヌ民族はさきほどから申し上げているように先住民族というユニークな存在なのである。

さらに、アイヌ文化の振興は、アイヌ民族にとってメリットがあるだけでなく、国民全体の利益につながるという点も見逃すべきではない。例えば、自然を尊ぶアイヌ文化は、日本の文化をより一層豊かにし、持続可能な社会への貴重なヒントを提供するであろう。報告書は「広義の文化の復興へ配慮することは、多様でより豊かな文化を享有できるという意味において国民一般の利益にもなる。」と指摘している。

また、いま生きている我々の生活が、子どもたちに少しでも住みやすい、よ

い社会を作ろうと力を尽くした先祖の努力の賜物であるなら、我々にも次の世代によりよい社会を残す責務があるのではないだろうか。これからの日本を見通したとき、よりよい社会というのは、日本社会を構成する様々な民族どうしが互いの文化を尊重し、それぞれの民族が自らの文化に誇りを持って生きることができる社会だといえるであろう。それがよい社会のすべてではないにしても、少なくとも重要な要素の一つと考えられる。

こうしてみると、アイヌだけを対象にする政策と見えるものであっても、実は、それは国がアイヌに対して特に強い責任を負っているからであり、また、その政策がアイヌだけではなく国民全体の利益になるということができるのであるから、不当だという批判は当たらないと言うべきであろう。

○地方自治体と国民の関わり

さて、アイヌ民族に対する責任という点から主として国の政策について考えてきた。しかし、アイヌ政策に関しては、地方自治体や国民自身の役割についても考えなければならない。先住民族に対して強い責任を負う国とは異なり、地方自治体や民間の場合は多文化共生の要素が強くなる。

これまでのアイヌ政策は、「北海道ウタリ福祉対策」及び「北海道アイヌ生活向上策」として北海道内においてのみ実施されてきた。1997年に制定されたアイヌ文化振興法でも、その実施に責任を持つ自治体としては北海道だけが指定されている。しかし、北海道外にも多数のアイヌの人々が存在するのであって、これからのアイヌ政策は居住する場所によって左右されることなく実施されるべきであろうし、北海道外の自治体もそれに協力することが強く期待される。

民間においても、特に昨年来、いろいろな動きが見られるようになってきている。その中でも注目されるのが、札幌大学文化学部が今年度から開始したウレシパ・プロジェクトである。これはアイヌ民族の伝統と文化を担うリーダーを育成するために、その意欲と能力のあるアイヌの若者に奨学金を出して学修を支援し、さらに卒業後には協賛する企業への就職斡旋も視野に入れたプログラムとなっている。実際に、これに賛同して、卒業生を優先的に雇用する方針を示している企業もある。しかし、このプロジェクトが特に注目されるのは、それがアイヌのためだけのものではなく、アイヌ民族という異文化との接触と交渉を通じてマジョリティの側、すなわちアイヌ以外の国民が自らと異なるものを受入れ尊重できるように成熟することを目標としていることである。このプロ

ジェクトの名前がウレシパ、すなわちアイヌ語で「育て合い」と名付けられている所以である。

これは重要な視点であるので、もう少し一般化し、敷衍して考えてみたい。すなわち、日本語を話し、日本の昔話や物語によって日本の伝統を身につけ、その他様々な日本文化を享受し、それによって生活することを我々は当たり前だと思っている。当たり前すぎて意識さえしていないと言うべきかも知れない。しかし、日本社会の中には、その当たり前のことが出来ない人たち、すなわち、自分の民族の言葉を話すことができず、自分の民族の文化に沿って生活することができないという人たちがいるという事実を知ったとき、そしてそれは本質的に不平等なことであり、放置すべきではないということに気づいたときに、我々は人間として、「育つ」ことができるのではないだろうか。

このように、アイヌ政策とは、国にとってはその歴史の中でアイヌ民族に対して負った特別の責任を果たすためのものだということができるが、その受益者はアイヌ民族だけではないということに留意すべきであろう。アイヌ文化を振興することによって日本文化がより豊かになり、次の世代によりよい社会を残すことによって国民全体の利益が実現されるということができるし、より根本的には、多様な文化の存在を尊重し、それと共生することを通じて一人ひとりの国民が自らを成長させていくことができるのである。

※文中、懇談会の考え方として示されているものは、あくまでも委員であった筆者の理解にとどまるものであり、懇談会としての公式の見解ではない。

アイヌ民族の自然人類学的研究とその課題

篠田謙一

明治期に始まる日本の人類学研究の中で、アイヌ民族の系統と由来は常に重要な研究分野として注目されてきた。その研究の基礎となる人骨の収集も明治から昭和にかけて継続的に行われ、現在では全国の大学研究機関に 1500 体を越えるアイヌ人骨が収集されている。これらの人骨を用いた自然人類学研究から、アイヌ民族の系統や現代日本人の成立に関する様々な学説が提示されてきたが、本発表では、こうした研究の成果と将来の展望を紹介し、人骨研究が社会に果たす役割について説明する。

現在の人骨研究の二つの側面

現在の自然人類学では、人骨を用いた研究は主として 2 つの異なる目的を持って行われている。ひとつは従来から行われている集団の成立や変遷を追求するもので、人骨の形態学的な特徴を数量化して比較することで、集団の系統を明らかにしていく研究である。アイヌ民族の成立の経緯や、あるいは本土日本人を始めとする周辺集団との関係などは、この手法によって追求されてきた。

これに対し、1980 年代以降には人骨に現れる様々な変異を読み取ることで、過去の集団の社会や生活を復元する生物考古学的研究が盛んに行われるようになってきた。人骨に残された病変などの特徴は、古代集団の生業、健康状態などを推測する貴重なデータとなることが分かってきたことで、この分野の研究は大きく進展した。

北海道における成果の一例として、縄文時代後期の遺跡である入江貝塚から出土した二十歳前後で死亡した女性の事例が挙げられる（写真 1）。この人物は幼少期にポリオに罹患したと推測され、数年間にわたって寝たきりの生活をしてきたことが、四肢骨の形態などから判明している（Suzuki et al. 1984）。この事例は狩猟採集社会であってもハンディキャップを持った人間のケアをしていたことを示しており、当時の社会を考える上での重要な情報を提供することになった。またアイヌの人々にとっては、祖先に当たる人々の社会の様子を知る貴重なエピソードである。

一方、アイヌ集団については、虫歯の頻度（大島、1996）や、幼少期の栄養障害を示す指標であるエナメル質減形成などについての先行研究がある。最近では伊達市有珠 4 遺跡から出土したアイヌ人骨の 1 個体（青年男性）に、脊椎性の結核と思われる所見が見られたという報告がある（Kondo 2010）。この個体の埋葬年代は、火山灰の層序から 1640-63 年の間と限定でき、現在のところアイヌ民族としては最も古い結核罹患例とな

っている。しかしながら前述した形質による集団の形成史や系統論の研究と比べると、この分野の研究は極めて少ない。更に研究を進めることができれば、アイヌの人々の過去の生活の様子を詳細に再現することが可能になるだろう。

アイヌ集団の系統論の進展

現在主流となっている日本人の成立論は、骨形態の研究から導かれた「二重構造モデル」である (Hanihara 1991)。これは全国的に均一であった縄文集団の社会に、弥生時代になって大陸から水田稲作と金属器を持った渡来系弥生人が進入し、彼らが在来の縄文人と混血しながら全国に広がることによって本州・九州・四国に居住するいわゆる本土日本人が形成されたと考える学説である。一方、稲作農耕の伝播が遅れた北海道や琉球列島は混血の影響をあまり受けずに、現在でも縄文の血を色濃く残した人たちが居住していると考えている。アイヌ集団の成立もこの文脈の中で解釈され、アイヌ集団は縄文人の子孫と捉えられている (写真 2)。ただし、この学説は日本列島集団の多様性や、南北の集団に見られる形態的な類似性などをうまく説明しているものの、日本人の成立を統一的に説明するために、日本列島全体を中央と周辺地域という視点で捉えていることには注意する必要がある。最近では、このような単純な捉え方では列島集団の多様性を説明できないという指摘もある (篠田・安達、2010)。

90 年代以降に行われた人骨の形態学的研究は、アイヌ集団はおおむね縄文人に似ているとしているものの、相違点も指摘されており (百々、2008)、現在では単純に縄文人の直系の子孫であるという捉え方をする研究者は少ない。またアイヌ集団自体の地域性について周辺集団との関連を指摘する最新の形態学的研究もあり (Ossenberg 2006)、アイヌ集団の成立に関する新たな学説も提示されるようになっている (Kaburaki 2010)。

DNA 分析の進展

このように形態学的な研究でも従来のアイヌ観には変化が起きているが、近年盛んになった DNA 分析では更に異なる形成史が語られている。まず現代人の DNA 分析によって、二重構造モデルが予想する列島の南北の集団の近縁性は否定されている (Omoto and Saito 1997)。アイヌ集団の持つミトコンドリア DNA の系統には、沿海州やカムチャッカ半島の先住集団が持っている系統がかなりの割合で認められ、琉球列島集団とは際だった相違を見せている (篠田・安達 2010)。

最近、我々は北海道で縄文時代から現代に至る集団の遺伝的な変遷を調査した (図 1)。その結果、アイヌ集団にはオホーツク文化人から引き継いだと考えられる DNA が相当な比率で含まれていることが明らかになり、縄文系集団とオホーツク文化人の合流によ

ってアイヌ集団が形成されたというシナリオを提示した。更に近世アイヌ人骨の DNA 分析の結果は、近隣集団との間に遺伝的交流があったことを指摘しており、DNA 分析はアイヌ集団が縄文時代から隔離されて現在に至っているという孤立したイメージが虚構であることを明らかにした。北海道の先住集団も、本土日本人が在来の縄文系の集団と稲作農耕集団である渡来系弥生人の混合によって成立したように、様々な集団の遺伝的交流の中で形成されてきたのである。

集団の遺伝子構成は様々な要因によって時間と共に変化していく。たとえば他の集団の流入や通婚圏の変化、あるいは戦争や疫病による一時的な人口の減少とその後の回復などがあると、遺伝子構成は大きく変化する。人類学研究では、これらの変化を捉えて集団の歴史を再現していく。現時点で DNA 分析によって描かれている北海道の先住民集団の歴史は、解析個体数が少ないこともあり、細部を詰めるには至っていないが、今後更に多くの個体を解析していけば、アイヌ集団の地域性の問題などについても情報を提供することができるだろう。

アイヌ人骨を用いた研究

列島集団の起源や古代の生活の様子を知るため、明治以来日本の人類学者は、全国各地で人骨を収集する努力を続けてきた。その結果、これまでに 2 万體以上の人骨が収集され、研究に供されている (図 2)。一方、アイヌ人骨に関してはおよそ 1500 體が保管されている。古くは明治時代から集められた人骨もあるが、その多くは大正時代から第 2 次大戦後間もない時期に収集された (表 1)。このような先達が集めた人骨の研究によって、アイヌ集団の系統論が組み立てられてきた。図 3 は年代別にアイヌ人骨を用いた研究論文の数を示したもので、これまでに 500 編以上が専門誌に発表されている。明治時代の始めにはヨーロッパ人による論文が発表されているが、それ以降は日本の研究者による論文が大部分である。またグラフからアイヌ人骨の収集が盛んであった戦前には数多くの論文が発表されていることが分かる。

このように収集されたアイヌ人骨から得られた研究結果は、学問の世界には公表されてきており、その収集が研究目的であったことは間違いない。ただし、収集の方法に関して言えば、特に戦前のものは他の本土日本人の人骨とは違い、当事者であるアイヌの人たちに収集の目的ないしはその意義を明らかにしないまま集められた人骨がかなりあることが知られている。

人骨を用いた研究の重要性

人骨は、集団の由来や、過去の社会、祖先の生活を知ることのできるほとんど唯一の

証拠であるが故に、現代に生きる私たちにとって貴重な資料であるという側面を持っている。また、学問の必然として、これまでに行われた研究結果も、方法の進歩やデータの追加によって結論が変わっていく。真実を知るための努力は、常に行われていかなければならず、そのための資料として人骨を保存・継承していくことが必要となる。

前述したように現在の自然人類学的研究は系統論だけではなく、様々な手法を用いて、古代社会の復元を目指すものになっているが、残念ながらアイヌ人骨に関してはこの分野の研究はほとんど行われていない。また、DNA 解析技術の進歩によって、古人骨から膨大な情報量を持つ核 DNA の情報も取り出すことができるようになっており、将来的にはより詳細な生活史の復元も可能になることが予想される。更に近年、様々な理化学的な手法が発達したことによって、従来手法では知ることのできなかった過去の生活に関する情報を知ることが可能になっている。これらの学問状況を考えれば人骨の持つ研究上の重要性は更に増していると言える。

今後の人骨研究にむけて

アイヌ人骨の収集に関しては、発掘の当事者である研究者の日記などの記述等を見ると（小金井、1935）、現在の基準に照らして倫理的な責任があるものが存在することは明らかである。また得られた成果の周知は学問の世界に完結して、当事者であるアイヌの人々に還元されることはなかった。これらのことは研究者として率直に反省すべき点である。

いくつかの先進国では先住民の遺骨を埋め戻すことで、その責任を果たそうとしている。しかし、実はこれはその地域に成立の歴史を持たない人々が考える解決の方法であって、そのことが先住民の歴史も抹殺していることに注意する必要がある。アイヌの人々も本土の日本人とともに日本列島に成立の基盤を持っているという点で、日本の事情は他の諸国とは大きく異なっている。人類学者は将来にわたって、私たちがこの列島でどのように歴史を刻み、暮らしてきたかを知る努力をしていく責務があると考えている。従って我々は他の国々とは異なる解決策を模索する必要がある。

2007年に国連で先住民の権利に関する国連宣言が採択されたことを受けて、2008年には衆参両院で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で承認され、内閣府に「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が設置された。2010年1月には第1回のアイヌ政策推進会議が開催され、その作業部会として「民族共生の象徴となる空間部会」が設置され、約1年間にわたって国連宣言を踏まえた日本型施設の設置が検討された。一方、日本人類学会は、このアイヌ人骨の問題に関して2005年より北海道ウタリ協会（現北海道アイヌ協会）との間で話し合いを続けており、2010年12

には全国の大学が収蔵するアイヌ人骨に関するレポートを提出している。これらの動きを通じて、現在慰霊と研究機能を備えた日本型の施設の設置が検討されている。その実現のためには、アイヌの人々と研究者の間で、今後の研究のあり方、その意義についてのさらなる真摯な話し合いが必要だろう。私たちは過去を清算し、将来への展望を見いだすために、その努力をしなければならない。

文献

- 百々幸雄 (2008) 北海道大学アイヌ・先住民センター冬季シンポジウム 「アイヌ研究の現在と未来：第2部」講演 2008.12.6 札幌市.
- Hanihara, K (1991) Dual structure model for the population history of the Japanese. *Japan Review*, 2:1–33.
- Kaburagi M., Ishida H., Goto M., and Hanihara T. Comparative studies of the Ainu, their ancestors, and neighbors: assessment based on metric and nonmetric dental data. *Anthropological Science*, Vol. 118, No. 2 pp.95-106.
- Kondo O. (2010) CT-based observation on pathological vertebrae from Hokkaido Ainu. *Anthropological Science*, Vol.118, pp219.
- 小金井良精 (1935) アイヌの人類学的調査の思ひ出. 一四十八年前の思ひ出 どんめん Vol.4 No.7 pp.54-65.
- 大島直行 (1996) 北海道の古人骨における齧歯頻度の時代的推移、人類学雑誌 Vo.1.104, pp.385-397.
- Omoto K., and Saito N. (1997) Genetic Origins of the Japanese: A Partial Support for the Dual Structure Hypothesis. *American Journal of Physical Anthropology* Vol.102, pp.437–446.
- Ossenberg NS., Dodo Y., Maeda T., and Kawakubo Y. (2006) Ethnogenesis and craniofacial change in Japan from the perspective of nonmetric traits. *Anthropological Science*, Vol. 114, pp.99-115.
- 篠田謙一、安達登 (2010) DNA が語る「日本人への旅」の複眼的視点、科学 Vol.80, No.4, pp.368-372. 岩波書店.
- Suzuki T., Mineyama I., and Mitsuhashi K. (1984) Palaeopathological study on an adult skeleton of Jomon period from Irie shell mound, Hokkaido. *The Journal of Anthropological Society of Nippon*, Vol.92 , No.2 pp.87-104.

写真1

入江9号人骨 写真提供 百々幸雄

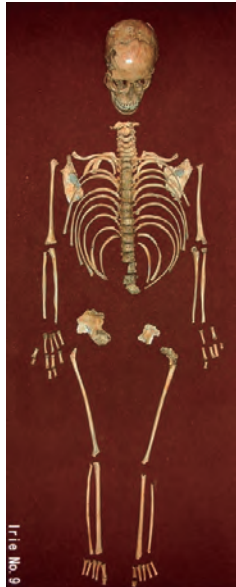


写真2 北海道の縄文人とアイヌ人骨

顔面部を側方から見たところ。鼻根部の形態などがよく似ていることが分かる (写真提供 百々幸雄)



図1 北海道の先住集団の DNA 頻度の変遷

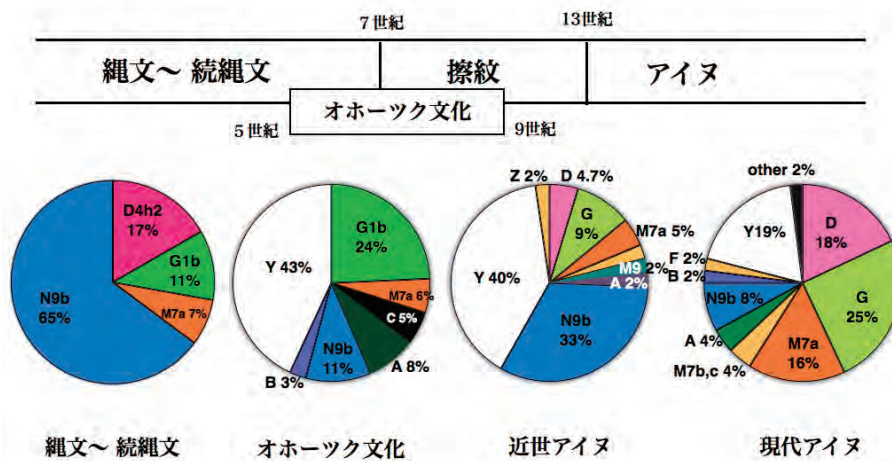


図2 全国の大学に収蔵されている人骨の時代別概数

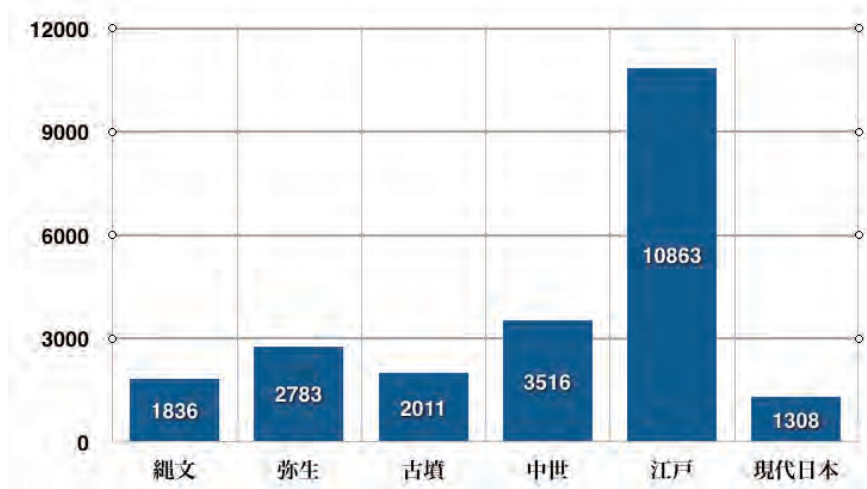


図3

これまでに発表されている時代別のアイヌ人骨を用いた研究論文数

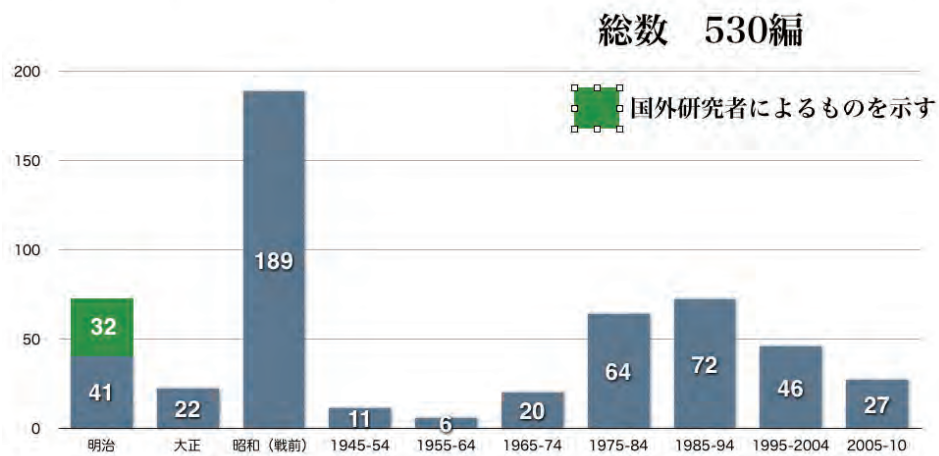


表 1 主なアイヌ人骨の発掘調査

明治 21, 22 年 小金井良精 (東京帝大)

全道各地でのアイヌ人骨の収集

大正 13 年 清野謙次 (京都帝大) 樺太アイヌ

昭和 10 年代 児玉作左衛門 (北海道帝大)

渡島、日高、十勝、北見、北千島、樺太

昭和 20 年代 児玉作左衛門 (北海道大学) 網走モヨロ貝塚

昭和 30 年代以降 北海道大学・札幌医科大学による調査発掘

「今、アイヌであることを語る」(1)

原田公久枝

今日のシンポジウムに出ることが決まって初めて、日本学術会議っていう組織があることを知りました。うっわ！私が一生関わるはずもない偉いさんの集まりじゃん！！と私が思ったのと同じくらい、ここに集まっている人たちって、アイヌのこと知らないのかも？アイヌが知ってもらう努力を怠ってきたのかもしれない。アイヌ側からすると、「くっそー、このシャモども！アイヌってわかっててバカにして」っていう被害妄想があって、日本人からすると、「アイヌ？知らなーい！日本語しゃべってるけど、一般的な日本人とは見た目から違うよね？なんか怖ーい」っていう知らないことからくる恐怖心とか嫌悪感があって、この溝が、色々な問題を起こしている鍵なのかも？

アイヌ・先住民研究センターの研究员になって3年。それまでアイヌと距離を置いていた私ですが、どんなに距離を置いても自分がアイヌなのに何も知らん、じゃすまされないわな、と思いはじめて、自分の民族の歴史なり文化なりを勉強しつつ、積極的にアイヌのイベントに顔を出すようになって、気づいたのは、いつつも同じようなメンバーだな！ってこと。特に日本人で、そういうイベントに顔出す人達ってのは、アイヌよりアイヌのことを知っているような、言語学者だったり、文化人類学者だったり、アイヌ関連の施設に勤めてる人だったり、そういう勉強している学生だったり、がっつりアイヌのこと知ってなきゃ、イベントごとに顔も出せないんだべか？と思う位。

普通に生活している人で、アイヌのことよく知らない人でも、アイヌに興味があって、踊りとか見てみたい！って人は結構いるはずなのに、そういう人には、「こういうイベントがあります」って情報すら届かない現状。

何でもかんでもオープンにすることが良いとも思えないけど、色んなことをもっと周知することは大切だと思う。

この前、沖縄に行ったとき、年間に5万人の観光客が来る地区のガイドさんが、「人は一杯来るけど、アイヌに合うのは今回が初めて」って言ってたの！けっこう年かきな男性で、しかもたくさんの人に会ってる人でもそうなんだけど、そんな遠いところじゃなく、北大で一緒に勉強してる学生さんで、道内生まれで、道内育ちだけど、アイヌと会うのは、私が初めて！っていう人がかなり居る。道外から来た学生なら、その率はもっとアップするわけで、アイヌって知られてないなーって、実感する。

てことで、知ってもらう一番簡易な方法として、まず、私のことを語ろうかな？と思うわけです。だからといって、私がアイヌの代表です！ってんじゃないですよ？こんな

所にまで出て来て、偉そうに、こんな語ってるんだから、アイヌの中でも偉い人？と思われても困ります。普通に生きてるアイヌのおばちゃんの話です。

1967年、河西郡茅室町生まれ、茅室町は、昔の、フシココタンだった所がかかっている、アイヌが多い地域だと思います。(フシコは古い、コタンは集落とか村、と訳されるアイヌ語です)

だはんこき(言うことを聞かない子)で、めったくなし(不美人)の私は、近所のばーちゃん達に、めんこがられて(可愛がられて)、5才の頃からアイヌの踊りを習い始めます。それがあたりまえだと思っていた6歳の春、小学校に入学します。幼稚園などに行かず、2才下の弟の面倒をみていた私は、初めて、自分の地域じゃない所の同学年と出会い、「アイヌ！きもちわるーい」って言われて、自分が他の人と違うことを知ります。同地域の同級生でも、私ほど血が濃い子はもう居なく、ぱっと見、アイヌとはわからない幼なじみから、「学校で声かけないで。あんたと同じと思われたら困るから」と言われて、孤立します。しかし、元々、空想と、一人遊びが好きだったので、学校を休もうとは思いませんでした。家に帰ると、私にべったりの弟がいますから、一人遊びなんてできないですから。学校では毎日いじめられますが、もうそれがあたりまえになるんです。こんなもんだ、と思いながら、学校に行っていました。

中学を卒業して、15の春、三重県松阪市の紡績工場に行きます。ここでいじめられないという体験を9年ぶりにします。普通に生きられることの喜びを満喫しますが、ケガをして、1年ちょっとで実家に戻ります。ステーキハウスのおはこび、パチンコの裏の線を作る工場、親戚を頼って、東京の居酒屋で働いた時は、余りの労働条件の悪さに、おばさんに文句を言ったら、北海道の祖母に電話をかけられて、2人から「お前みたいなみったくなしのアイヌ小娘を雇ってくれるところが他にあるとでも思ってたのか！偉そうに何文句言ってんだ！」って、罵倒されて、泣き泣き母に電話をしたら、「そんなところにいる必要ない」って言われて、次の日の朝、逃げてきたことがありました。

職安からの差別を受けたりしつつ、17歳で「18歳です」って嘘言って、パチンコ屋にバイトに行きます。水があって、すごく楽しかったんだけど、2年後、母に「家にお金も入れないで、いつまでも居ないでちょうだい！家にはお姉ちゃんと、和(弟)がいて、それだけで大変なんだよ」って怒られて、じゃあ、衣・食・住がついてるしってことで、定山溪のホテルでメイドをはじめますが、体を悪くして、1年位で辞めて、慣れたパチンコ屋なら、寮もあるし！と思って、札幌のパチンコ屋で働きはじめて、すぐ、18才年上のだんなと一緒にあって、愛知の系列店に飛ばされたり、辞めて、江別のパチンコ屋、又札幌の稲穂のパチンコ屋、函館のパチンコ屋と渡り歩いて、28才の時、パチンコ屋の上司だった人が、会社をおこしてよんでくれたので、又、札幌に戻って、

やっと落ち着きます。

スーパーのレジ係として、パートをしていたある日、あるアイヌのお婆さんとの出会いから、アイヌ・先住民研究センターの연구원となり、40才で、アイヌのことを勉強しはじめて、文化人類学、考古学、エコツアーガイド養成の授業に出ている。というセンターに籍があって、そこで生計をたてながら、勉強だけしていると思われがちですが、センターの연구원制度は北大の図書館利用証をあげるから、自分で勉強してね！って感じです。授業に出られるのも、その担当の教授の厚意だし、私の今の職業は、相変わらず、スーパーのパート店員です。スーパーには様々な人が来ます。私がPM3バーチャンと心の中でよんでいるお客さんは、78才、目も耳も良い、カクシャクとしたカッコいい女性です。フィリップモリスの3m/mを吸っていて、ニックネームはそこから来ています。私が、アイヌで、踊りをしている話をしたら「あら！ずいぶん高尚な趣味持ってんのね！いいねー。頑張んなさいよ！」と応援してくれています。一緒にレジを打っている仲間の、27才の女子は「きくちゃんがどんなことをしてるか見たーい！」って言って、休みの日に、サッパロピリカコタンというアイヌの施設であった音楽イベントに、来てくれました。その時、「すごい面白かった！けど、こういうの、もっと告知してくれたらいいのに！関係者ばかりで、一般のお客さんがいないのはもったいないよ！」と言われて、確かに！と思いました。

5才年下のパート仲間は「うちの小学生の息子が、学校で習ってからアイヌのこと好きになってさ！何か、イベントとかあったら教えて！」って頼まれたり、面接の時に、上司から働くにあたっての絶対条件は？と聞かれて、「アイヌ文化とか勉強する為に、授業と出たいイベントがある時は、休みをいただきたい。そのかわりと言ってはなんですけど、時間は朝でも夜でも出られます！」と言って入った店なので、客商売にもかかわらず、土日でも休ませてくれるし、一週間休みくださいって言って通ったり、本当に恵まれてるなあと思う反面、「アイヌのくせに、何偉そうに客商売してんの」とか、「なんでお前みたいなもんが触ったものを俺が食わなきゃなんないのよ」って言ってくるお客さんもいます。その年齢も性別も様々です。私はレジ係として、3つの違う系列のスーパーに働きに行きましたが、今も行っている店も含めて、「アイヌであること」で、文句を言われなかった店はありません。もちろん昔に比べれば、今はもう全然無いに等しい位ですし、言ってくる人は、私にだけ聞こえるように、小さな声で言ってくるようになりました。そして、「私がこの店にいるのは、店長が面接で私を雇ったからなんで、店長の責任になりますので、店長呼びますか？」と言うと、憎々しい顔で黙って帰って行きます。今の時代、大事になったら困るのは、向こうですから。あと、スーパーのレジには、私しかいないわけではないので、どうしてもアイヌがイヤなら、違うレジに並

べばいいのです。

レジにいるといろいろと見えてきます。10年位前なら、正月の為の買い物となると、一家族で5~6カゴも満載で、3万4万買うのが当たり前で、万券ばかり来るので、しょっちゅう両替しなければならぬし、2人制でもお客さんが並んで並んで、あっという間に時間が過ぎたものです。それが去年の正月前ときたら…まあスーパーが正月もやっていたり、24時間営業だつてことを考えたとしても、全然買いものしてくれなくなりました。昔多かったのは、若い人の遊び感覚の万引きでしたが、今は食うに困っての年寄りの万引きが多くて、夕方、タイムカードを押して事務所を見ると、椅子にいつつも買い物に来てくれるおばあちゃんが座っていて、「ん？」と思って会釈すると、身を縮めてうなだれていて、レジに行って聞くと、「万引きで捕まったんだよー、それがさあ、どーせ万引きするなら、高いものにすればって思うじゃん！半額のだんごとか、98円のわさびとか、本当に必要で、しかたなくって感じがありありで…」って…。悲しくて、なんだか情けなくて、涙が出てきて。半額の49円のパンと、29円のコーラを5円玉と1円玉をザラザラ出して買っていくおじいとか、「これしか買わなくてすみません…」ってぺこぺこ謝るおばあちゃんとか、日本って大丈夫！？と思ひながらレジ打つてます。

明日食う米もない国民が居るってことを、お偉いさんたちはわかってるのかな？年寄りが安心して暮らせる社会になってほしいと心から思います。

貧乏ながらも、まわりの人に恵まれて、北大で3年間勉強させてもらって、あと、アイヌの歌と踊りを、チームニカオプとフンペシスターズというアイヌの踊りの団体に実践するようになって、欲が出てきた私には、今ぼんやりとした夢というか希望というかがあります。アイヌ、日本人、外国、どこの子供たちにも、「アイヌって、楽しいよ、面白いよ！」って伝えられる人になりたい。伝えられる、ということは、私がアイヌとして、楽しんで、勉強しなくちゃいけないと思う。今でも、北大なり、アイヌ協会でも楽しくやっているけど、もしも今度白老に出来るという象徴空間にアイヌ語から、刺繍、木彫りはもちろん、アイヌ料理、植物、神話、昔話、儀式での役割と意味、歌、踊り、トンコリ・ムックリなどの楽器、歴史、習慣など、全てを勉強できる施設があれば、やる気のあるアイヌが、もっと自分を高められるようになるのでは、と期待していますし、そんな場所が出来たら、私は入りびたります。遠くから来る、同胞の為の宿泊施設があつて、学んだことを発表できる、講堂も必要かな。学ぶ人は学生とは限らないだろうから、子供を連れてきたときの為に託児所もいるか。習って作ったら、世に出したくなるのが人情だから、木彫りとか植物を使って作ったものとか、刺繍したもの、ペーネップっていうお守りを付けた小物やら、作りはじめたら、伝統的なものだけじゃなく、きつ

とTシャツや、バックに、オリジナルな文様や、イラストを描いて売りたいくなるだろうから、アンテナショップもいるだろうし、アイヌ料理を食べられる店も出したいくなるだろう。儀式、習慣を習うためのチセもいるし（チセは家と訳されるアイヌ語。だいたい茅葺きだが、旭川などでは笹葺きの所も）。アイヌにとっても、日本人にとっても、アイヌの歴史や文化をそこに行けば全部理解できる場にしてほしいと思います。

これは、あるアイヌのおばさんの希望であり、この通りになると思うほど自信家でも、楽道家でもありません。

今回、このシンポジウムに来るにあたり、何も知らないではすまされないと思い、民族共生の象徴となる空間部会の議事録を読みました。

象徴となる空間が、白老に決まったのは、妥当だと思いますが、平取も惜しかったねえ、と思いました。

部会の構成員の方々は、2010年の3月～12月までの10ヶ月で、11回も集まるなんて、なかなか出来ませんよ。ニカオプの練習の出席率たるや、60パーセント行かないと思うし、趣味で、ADLCというアイヌ踊りの練習を月イチでやっていますが、メンバーが7人しかいないのに、全員集まったことは無いという。それなのに、象徴空間の部会では、11回中4回は全員出席で、6人中4人は皆勤賞。メンバーの中の2人のアイヌが皆勤賞じゃないのは残念ですが。それに比べて3人のメンバーは、道外アイヌの調査の部会にも出ています。仕事をしているから、アイヌでもないのに、アイヌのことに責任持たされて、空間をどこにするのか決めなければいけないなんて、本当に大変だと思います。選ばれなかった地域のアイヌには文句言われるだろうし。アイヌじゃない人たちが、一所懸命やってくれているのは、ありがたいことですが、アイヌの中から責任を持って遂行できる人が出て来てくれることを切に願います。

そして、それをちょびっとでも応援できる、アイヌのおばちゃんにいたいなあと思って、勉強しています。

*本稿は、シンポジウムにおいて口頭発表された原稿を本人の承諾のもとに掲載するものである。

「今、アイヌであることを語る」(2)

丸子美記子

今日のオープニングで山本先生が話しているのを聞いて、一つむっとしたことがあったので、ご本人の前で文句を言わせてもらいます。「過去に学者だった方々がアイヌに対して失礼なことがあったと思う」という発言で、過去形になっていましたが、私から言わせてもらおうと、それは過去ではなくて現在、「今も」です。お偉い学者の先生方もたくさんいらっしゃるので、「言ったら居心地悪くなるかな」と思ったのですが、「これは言わなければ、私の性格上、気が収まらないな」と思ったので、ご本人がいるうちに言わせて頂きました。すみません。

アイヌでいることは、私個人で言わせてもらおうと、すごく居心地が悪い。自分の子どももそうですし、私自身も、北海道で生まれて、アイヌという差別を受けて。本州に行けばアイヌの差別がない、という夢を見て本州に移りました。それは本州の人間がいかにアイヌを見分ける目を持っていないか、アイヌを知らないかっていうこと。本州に移ったら、アイヌという差別から解放されて、自分は自由に生きられる。そう思って、17歳の時、親兄弟に反対されて、というか半分家出して上京しました。兄弟にはいまだに、美記ちゃんは家出娘だからねって、何かの昔話があると、この年になっても家出娘と笑われることがあります。本州に住めば、自分はアイヌという差別から解放されて、自由に普通の人として生きていけると夢見て移ってきた。移ってきて、今でもそうですが、確かにアイヌと言われないことが多い。最近ではアイヌに興味を示して、「あなたアイヌですか」と直接聞いてきてくれる人もいるが、たいていの人には、アイヌのことを知らないから、外国人としか見られない。「あなた、何年日本語を勉強して、日本人よりきれいで流ちょうな日本語を話せるようになったんですか？」とお褒めの言葉を頂いたり、一人でおそば屋さんに入ってメニューを見て注文をすると、そこのおばちゃんが「日本語を話しているだけで素晴らしいのに、漢字まで読めて素晴らしいですね」と褒めてくれる。そんなこと言ったら、目の前にそうやってきたずっと先輩がいるのですが。これは自分も彼らもそのように言われるのは当たり前なんですよ、どう見たって日本(大和民族)人ではないし、見えないから。でも、私は自分で望んだわけじゃないけれど、日本人として、日本国籍を持ち、日本語名で育てられ、日本人として納税もしている。なのに、日本人として扱われない。ここにいる人は、半分くらい顔見知りで、あちちで会ったよね、こっちで会ったよね、という感じなので、差別をするようなことはないけれど、たいがい勤め先でも面接の段階で、「丸子さんが日本語がお上手なのはよく

わかりました」と面接官に言われる。ただ、「興奮して怒った時も日本語を話していられますか」と言われる。最近はおばちゃんを怒らせるな、と。すぐ乱暴な口調でどなり始めるから、「あのおばちゃんを怒らせるな」と同僚にもお客さんにも言われるようになりましたが、チョット前は同僚が私に聞こえないように何かぼそぼそ言っていて、なんか変だなと思ってそばまで行って聞いてみると、「丸子さん怒った時も日本語しか話してないよね。どこまで怒らせたなら日本語じゃなくなるんだろう？」ということを行っている。「何の話かな？」と聞くと、社長から、「丸子は絶対に朝に怒らせるな」ということを言われた。「怒って日本語が通じなくなったら、一日の仕事がやりくりできなくなるから、丸子は朝怒らせるな」って、私の後から入ってきた人たちが、仕事をやるうえで、上司に言われたそうです。「どこまで怒らせれば日本語が通じなくなるのか丸子は？」、彼女たちは怖いもの見たさで「一回体験したいよね」、という話をかげでこそこそしていた。私個人の生活でいくと、本州にいてこのような状況です。

子どものこととか、アイヌ民族のことをやるために、工場勤めをしていた時のことを今お話ししました。工場勤めをしていて、休みたいと言ったら、「丸子さん、ずーっと休んでいいですよ」と言われて、クビになる確率が高い。仕事ができる、できないではなく、「あなたより仕事ができなくても、休まない人がうちの会社は欲しいんだ」ということ。本州にいて、アイヌのことをやって、仕事を続けることは本当に大変です。アイヌの言葉や文化を習うのはもっと大変です。さっきどなたかが「男性の伝統は伝わりにくい」と話していたが、会話する機会の無い言葉や、生活を守る為に仕事に追われている男のアイヌプリは伝わるわけないでしょう！という感じですよ。

私が幼かった頃の年寄たちやアイヌの家庭を見ていると、女が一生懸命働いて、夜なべして、手仕事をして、という感じでしたが、横にいる男性陣は怠け者の集団と言うと語弊があるかもしれませんが、一生懸命酒を飲んで管をまいて。一生懸命やる内容が全然違った。女は生活のために一生懸命仕事をして、男は、そばに行かなくても、このくらいの距離でも二日酔いか三日酔いになれるほど飲んだくれていた。酒に逃げなければやりきれない状態に追い込まれていた。「私が小さかったころのアイヌの世界を知っていて先生方が言っているのですか？」と思いました。

本当に東京に来て、アイヌの差別を逃れられると思ったけど、アイヌって直接的にいじめられることはほとんどなかった。たまに「あなたアイヌ？」って言う人がいたけれど、ほとんどの人が、「あなた日本語上手ね」という環境で。「いえ、私はアイヌですから」というと、「へえ、アイヌの人ってまだいたの？」って。アイヌっていう言葉は知っているけれども、アイヌという存在そのものは知らない。アイヌっていうと、過去の人で今はもういない、という認識しかないんですよ、本州の人って。だからいろんな

ところで、最近は使わなくなりましたが、10年、5年ほど前は「本州の人は馬鹿だ」って言ってよく嫌われてました。なぜそう思ったかという、北海道のシャモたちは、私を一目でアイヌだと見分けて、石つぶてをぶついたり、罵声を浴びせたりする。本州の人間は、私を見ても日本語がうまい外国人としか思わない。「アイヌを知らないなんて何て無知な人なんだろう、なんて無知な集団なんだろう」ということで「本州の人は馬鹿だ」って言っていました。よく考えると、バカなのは私もそうで、いかにこの国は、日本国内にいる私たちアイヌの存在を、北海道という、広い大地かもしれないけど、日本全体から見れば小さな島だけの問題にして、日本という国には存在しないがごとく、ずっとやってきた国なんだ、ということに気付かないで、「本州の人間は馬鹿だ」って言っていた私の方がバカだったということに後で気が付いたんで、この言葉は封印したんですけど、最初のころは、本当に真剣に「なんて無知な集団なんだろう」と思った。教科書とか歴史の本の面からみれば、賢い人たちの集団なんですよね、私から見れば。なのに、自分の国の足元の民族のことは全然知らない。海外の黒人差別、インドのカースト制度は、とかそういうことは高らかにおっしゃってる。外国の彼らを救おうというのは、どうぞおやりくださいと思うけれど、なぜそれを思うならば、自分たちの、日本という島の中の、足元の私たちアイヌ民族のことは無視して、私たちが踏んだまま、なぜ海外の差別問題を高らかに、自分たちは知識人だと言っているんだろう、なんて不思議な人たちなんだろう。琉球とかアイヌのことは過去形にして、関係ない存在にして、海の向こうの、北はどうしたかの、奴隷制度だの、カースト制度だの、黒人差別だの。そんなことがよく話されている時期に東京に引っ越して来た。なんて馬鹿な人たちの中に来ちゃったんだろう。でも、こういう馬鹿な人たちの中だから、アイヌという差別を受けずに生きていられるんだな、と。じゃあ、それを逆手にとって、知らん顔して生きていけばいいかなと思った。だから、「日本語うまいですね」と言われれば、「ハイ、アリガトウゴザイマース」って。で、スナックのカラオケで子守歌を歌って、「外国のお嬢ちゃんが、こんなに上手に日本の子守歌を歌ってくれました」なんて言われて景品もらって、急に片言の日本語になって、「アリガト ゴザイマース」なんてわざとらしく言ったこともありました。

今、自分がアイヌとして、一つのアイヌの会の会長を務めながら、社会人として仕事を二つほどやっているんですけど。一つは、自分が自由な時間をとってもクビにならない業種は何か。警備業って、割と自由なんですよね。休みたいて言ったら割と休める。「丸子さん明日から来なくてもいいですよ」と言われない職場は何か。収入も得つつ、アイヌのこともやりつつ、っていう両方をするために、警備員をやっています。だから、誰か私に車を止められることがあるかもしれません。そんなときは、憎たらしいババア

だな、とアクセルを踏み込まないで、優しくブレーキを踏んで止まって下さいね。

もう一つは東京都の人権啓発センターというところで、アイヌに関係する相談員をやっています。だけど、人権啓発センターで仕事をしている私の人権は・・・誰が守ってくれるんでしょうか！？というのが本音です。

この間も私服の警察官に職質を受けました。不法滞在の外国人容疑です。東京都の人権啓発センターに週二回勤務しているおかげで、その肩書きの入った名刺を最近は持っていて、しょうがないと警察官に出して「こういう仕事をしていて職場に行きます」と。

そうしたら、「なんだ、日本人かよ」。ね、失礼でしょ。後ろからおはようございますって言われたんで、はいおはようございますと返事をし振り向いたら、いきなり警察手帳が二つ目の前にぶら下がったんですよ。何かな、と思ったら、「何をやっている？どこへ行く？何しにここをうろうろしている？」って。そのときは名刺を見せて、それで終わって、遅刻をせずに職場に行けたんですが。

あとであの時失敗したな～、と思ったのは、あの時名刺を見せないで、上野署とかまで引っ張られて行って、私の知り合いの新聞記者とかテレビ関係の記者たち全員に「ねえちょっと丸子の取材に来ない？」って電話をかければよかったなあって。

この次何かあったときは、絶対名刺も免許証も見せないで、上野署だろうが、どこだろうが行って、お巡りさん引っ張って私から警察署行ってやるわ、と。そういう風に思ったら、なぜか近づいてこないんですよ～最近は。

アイヌとして生きるのは、本当に生きにくいです。それはなぜかという、ここにいる皆さん方ではなくて、このような場所に来ない人たちがいかにアイヌを知らないか。この国がいかにアイヌのことを正しく教えていないか。

日本人離れした顔をしているのは確かです。私は両親ともにアイヌですし、私の子どもは、伴侶が和人だったので、私ほど濃くはありませんが、やっぱりアイヌの特徴をいっぱい持った子どもが生まれています。子どもたちにしても、日本語がうまい、という扱いがやっぱりどこかにある。外国人と一把からげて見るのではなく、自分の国の中にある民族に、大和民族と違う風貌の人たちがいるんだ、ということ、ちゃんとこの国は知らなければいけないし、そうしてほしい。それを多くの国民に知らせてほしいし、それをする義務があると思う。

学者の先生方も、こういう勉強会もいいんですが、私たちアイヌ民族のことを広く、正しく伝えることをもっとやってほしいし、国の関係者がこの中に居るのなら、そういうことをしなければならぬと思って今日は帰ってほしい。

*本稿は、シンポジウムにおける報告を本プロジェクトがテープ起こしし、本人の確認・承諾のもとに掲載するものである。

コメント

加藤 忠

日本学術会議の下、初めて開かれましたアイヌ民族に関するシンポジウムの成果の一端として、この様な発表の機会を与えていただき、心から感謝を申し上げます。ご講演・ご発表の方々、どうも有り難うございました。

2008年6月6日は、衆参両議院において「アイヌ民族が先住民族であることを求める決議」があった日で、忘れられない日となりました。

超党派での決議ということで皆さんの理解がなければこうはいかないので、心からお礼を申し上げたいと思います。

私からは、先ず、2月20日、枝野内閣官房長官が来道された際に、お伝えしたことを紹介し、協会の新しい政策に関する意向の一端をご理解いただくことから始めたいと思います。

枝野官房長官には、早速「アイヌ政策推進会議」の座長として、「民族共生の象徴となる空間」の作業部会としての候補地、白老にお運びいただき、感謝申し上げます。同席の座長代理の三井副大臣、アイヌ議連会長鳩山前総理にも心からお礼申し上げます。

菅総理大臣の「硫黄島での姿」や「薬害問題・障害者」への取組み報道から、人類愛を重んずる政治を感じており、前仙石官房長官、現枝野官房長官におかれても、しっかりとした人権尊重の政治姿勢をお持ちであると感じております。

私はアイヌの生活相談員を18年間勤めました。アイヌ家庭の貧困、生活保護率は全国平均の1.8倍あり、教育は、50代の中卒学歴が60～80%という状況で、現在も高校に入学しても授業料が続かなくてやめることも多いのです。大学進学率は全国比の三分の一です。

官房長官が座長の推進会議では、「懇談会報告書」の具体化に向けて活動しておりますが、そのうちの「民族共生の象徴となる空間」部会では、国民理解の促進の必要性和アイヌの教育・研究・展示等を構想しております。もうひとつの「北海道外アイヌの生活実態調査」部会では、全国展開の施策の立法化に向けた作業が進められています。アイヌ協会総力を挙げて、道外アイヌの実態調査のために親戚、縁者などに呼びかけて協力をお願いしましたが、「アイヌ」と今も名のれない仲間がほとんどだったのは残念なことです。

100年前、登別の知里幸恵は翻訳した「アイヌ神謡集」の序文に、「アイヌ

というなんと悲しい名を持って生まれたのか・・・」と、切々と書きしるしました。生活に苦しみ、生まれに悩み、差別を恐れる状況は、現在も何も変わっていないのです。

2010年4月15日、天皇皇后両陛下の園遊会にご招待いただきましたが、思いがけず陛下からは「アイヌのこと、うまく進んでいくといいですね。」と暖かいお言葉をいただき大変感激いたしました。そのあと、皇太子様は知里幸恵さんの序文のことをおっしゃいました。皇族の方々も全員がアイヌのことをきちっと勉強されているということを感じ取りました。

菅総理は、「この国に見落とされた不条理がまだ残っている」とおっしゃり、「国民の命を守るのが政治家の仕事だ」と話されました。

国の財政状況や「コンクリート」から「人」へという政治理念は承知しておりますが、官房長官にお願いです。「民族共生の象徴となる空間」の設置は、国民の理解を促進し、アイヌの自信や誇りを育む「人」に関わる具体的な政策実現と認め、一日も早く取り組んでいただきたいので、よろしく願いいたします。

官房長官にチセの中での踊りをご覧にいれましたが、施設や設備などの都合で十分に実施できておりません。南の沖縄の琉球文化においては、国立の劇場が設置されていると聞いております。日本における北のアイヌ文化として、きちっと位置付けた取り組みを、進めていただきたい。ユネスコは、アイヌ語を消滅危機言語に指定しており、失われて行く言葉、そこに込められた文化や記憶の大切さを後世につなぎたいのです。

この教育・研究・展示、実践などの「共生の場」は、同時に全道各地のアイヌや道外アイヌの活動や自己形成の拠り所となるものです。当事者団体としましても、誠心誠意、実現に向けて努力したいと考えております。

何卒、枝野官房長官の強いリーダーシップによって、国内外の高い評価が得られるような先住民族政策として、強力に推進していただきたく、よろしく願いいたします、と書面でお伝えしました。

これからの日本社会において、先住民族の人権進展にしっかりと向き合って、新しい政策を進めていくためには、先ず、アイヌに関する一定の認識を国民全体のものとし、それが当たり前のこととなるよう、人権基準の基礎に置く、根源的な課題として位置付けるべきであると考えます。

それは、「領土」と「国民」、「主権」など、国の成り立ちに関する基本的認識の問題だからです。日本の国は、どの様な人たちから成り立っているのか

を確認するのに、必ず通らなければならない作業となるからです。

アイヌの立場からは、先祖から続いてきた自らの存在を別の視点から再確認することであり、その確認場所は、アイヌが古くから暮らしてきた先住の地にしか見いだすことができません。

国連や ILO の国連機構では第二次世界大戦後、人権監視機関や人権条約の整備などを進め、規範や基準が整っています。それでは何故、日本国内ではこれまでこの様な事実が覆い隠され、なおざりにされてきたのか。それこそが問題であり、その問題の本質と背景を探り出すことが、今後のアイヌの政策策定や改善策の足掛かりになるのです。

そしてこのシンポジウムでは、アイヌ民族が、「単一民族国家」ではない「多民族国家」日本における「先住民族」であるという自明であるべきことを事実経緯に基づいて理解し、是非とも共感とご支持を頂きたいと、考えております。

日本における「アイヌ民族の位置づけ」について、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を参照しつつ、この「権利宣言」や国連人権条約監視機関が日本政府に求めている勧告や懸念事項を、法的拘束力がないとの理由によって、決してこれらを軽視すべきではないと思います。

ちなみに、第二次大戦前に日本の植民地だった台湾、サハリンでは、現在、自国内の先住民族の存在を認め、具体的な施策に法的措置によって取り組んでいます。日本ではアイヌ文化振興法が制定されたことによってアイヌ民族に対する法整備が整ったわけではありません。アイヌ民族に関する取り組みが、これにもまして促進される環境ではなかったからです。

北海道は、1869 年、明治 2 年に人口 6 万人でした。1869 年から 1896 年の 30 年間の間にアイヌの土地を全部一人あたり 10 万坪、150 万坪、250 万坪日本人に渡してしまいました。その後、「北海道旧土人保護法」で、アイヌには一人あたり 1 万 5 千坪、役に立たない山の中や川べりの土地を配ったのです。制定理由書には、文明に浴する日が浅く知識が足りないからアイヌは保護しなければやっていけないのだと書いてあります。また、1956 年に送った ILO への先住民に関する報告書には、アイヌは和人と同化したので、もはや先住民ではない、ととんでもないことを書いているのです。

過去の日本国のアジア地域の植民地化は、アイヌ民族に対する植民地化から始まりました。国内においてはアイヌの日本人化を徹底して進め、国外に対しては従属され同化されつつある「旧土人」、英語表現上は「先住民」とされ、日・露・米・英 4 カ国で締結された国際条約「獵虎臘肭獸（ラッコ・オットジ

ユウ) 保護条約」では、アイヌをインディアン、アリュートと同列扱いをするという、二重規定を用いてきたのです。

「人種」や「民族」の概念理解に関しては、かねてから日本文化人類学会によって、教育の機会での理解促進が必要であると指摘されておりました。

実は、第二次大戦前の公教育において、小中学生の国定教科書の地理、国語、歴史の教科書には、大和民族と並んで明確に「土人」としてアイヌ民族のことが記載され、日本全国の児童生徒に教えられていたのです。ところが、戦後日本は、戦前の極端な自民族（大和民族）中心主義の反動からか、少数のアイヌ民族は排除され、すべて民族呼称や民族存在の有無さえも、その決定主体は多数者の側でした。そして同化され消滅してしまったと一方的に決めつけられたのです。それが私たちを、これまで置き去りにしてきた最大の原因です。だからアイヌのことを皆さんが分からないのは当然です。

アイヌ民族の身体的差異をあげつらって人種差別的発言をするようなことも、過去には多かつたし、今もよくある話です。少数であろうと、肌の色や形質が異なろうとも、その個人の出生に由来する特性や背景は、すべての「人」が持っていることであり、その基本的人権が守られるべきなのが前提です。

アイヌ語から日本語へとその言語の変換と同化政策の徹底によって、アイヌ文化も打撃をうけました。

ちなみに、明治元年には、北海道の人口はアイヌ民族を含め、6万人程、和人のほとんどは道南の渡島半島内に住んでおり、明治維新による大きな社会構造の変革、人口移動のひずみを、北海道への殖民政策が一手に引き受けました。いわゆる元年組と言われるハワイ、グアムへの明治初期の移民が現地で奴隷のように処遇されたことから、海外移民は明治18年まで禁止となり、専ら北海道への移民のみが奨励されたのです。

「北海道旧土人保護法」制定の前年、明治31年には、全道人口85万人、内アイヌ総数17,573人、そのわずか20年後、大正7年には、全道人口217万人、内アイヌ総数17,619人と統計資料に記載されています。世界のどこにも類例の無いほど、一定の地域に怒濤のごとく移民が押し寄せたことが分かると思います。現在、北海道の総人口は560万人となっております。

戦後、新憲法発布と同時にアイヌ民族は、実質、法的に無視されてきたのです。いずれにしましても、日本国内でのアイヌ民族理解が驚くほど乏しいこと、諸課題の解消を難しくしている大きな要因の一つは、これまでのアイヌ民族に対する公教育をはじめとした国民の理解や学問的な研究の取り組みにあるので

す。これら領域の取り組みを進めていくことはとても重要です。

アイヌ文化は過去のものでは有りません。人類の未来を導く文化だと私は思っているのです。人権、何よりも国家の責任において、しっかりとした人道主義の柱を打ち立てて、取り組んでいくべきです。21世紀の日本社会は、言語や文化の違いを乗り越えて、多民族共生の社会に進んでいく国家でありたいと思っています。日本学術会議などが率先して恒常的な対応をしてもらう国民啓発の大きなテーマとして取り上げていただきたいと思っております。

この度のシンポジウムを契機に、心からのご支援をお願いする次第です。どうぞよろしく願いいたします。

文献資料

植民地化会議録第26回帝国議会(明治43年3月1日)「外国人の土地所有に関する法律」

CERD資料

国際連合/人権監視機関の活用

アイヌ民族の生活状況、人権状況、法的地位については、近年、多くの国連人権条約監視機関にとっての関心事項となっています。1980年、日本政府が初めて提出した「市民的・政治的権利に関する国際規約」の定期報告書においては、アイヌ民族は日本国に存在せず完全に等閑視されておりました。

それ以後、条約監視機関の活用などによって、アイヌは日本国における「民族」と認められました。現在は、「国連先住民族権利宣言」の当該先住民族として国内対応されるかが監視されています。

この人権監視機関は、継続してアイヌ民族の人権環境の改善状況を見守っていくものと思われます。

<アイヌ民族関連・国連人権監視システムからの言及（直近データのみ抜粋）>

I 人種差別撤廃委員会

○ 「人種差別の撤廃に関する委員会」 第58会期人種差別の撤廃に関する委員会の最終見解（仮訳）

C. 懸念事項及び勧告

17. 委員会は、締約国に対し、先住民としてのアイヌの権利を更に促進するための措置を講ずることを勧告する。この点に関し、委員会は、特に、土地に係わる権利の認知及び保護並びに土地の滅失に対する賠償及び補償を呼びかけている先住民の権利に関する一般的勧告23（第51会期）に締約国の注意を喚起する。また、締約国に対し、原住民及び種族民に関するILO第169号条約を批准すること及び（又は）これを指針として使用することを慫慂する。

23. 締約国に対し、次回の報告に、・・・（ii）1997年のアイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統に関する法律、・・・に関する更なる情報を提供するよう求める。

II 社会権規約委員会（E/C.12/1/Add.67）（2001年）

13. 委員会は、日本社会において、少数者集団、とりわけ部落及び沖縄コミュニティ、先住性のあるアイヌの人々（the indigenous Ainu people）、並びに在日韓国・朝鮮の人々に対する、特に雇用、住居及び教育の分野で法律上及び事実上の差別が存続していることに懸念を有する。

18. 委員会は、締約国が、1957年の強制労働の廃止に関する条約（105号）、1958年の雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（111号）、1989年の原住民及び種族民に関する条約（169号）のようないくつかの重要なILO条約を批准していないことにつき懸念を有する。

45. 委員会は、締約国が、ILO105号条約、111号条約、及び169号条約を批准することを勧奨する。

III 規約人権委員会 [原文挿入括弧は外務省]

（1）「一般的意見23」（1994年）

7. 第27条が保護する文化的権利の行使に関し、委員会は、文化は多様な形態であらわれ、そのなかには、特に先住民族（indigenous peoples）の場合にそうであるように、土地資源の使用に結びついた特定の生活様式も含まれると考える。この権利には、漁労又は狩猟といった伝統的な活動や法律が保護する居留地で生活する権利が含まれる。これらの権利の享有のためには、法令による積極的な保護措置や、少数者の構成員に影響を及ぼす決定に当該構成員が効果的に参加することを確保する措置が求められうる。

（2）日本に対する「最終所見」（CCPR/C/79/Add.102）（1998年）

14. 委員会は、土地への権利の不認定と同様に、言語及び高等教育に関するアイヌ先住マイノリティ（Ainu indigenous minority）の人々に対する差別について懸念を有する。

この他に、

IV 女子差別撤廃委員会（A/58/38）（2003年） V 児童の権利委員会の各条約監視委員会からアイヌ民族に関する最終所見（紙幅都合で省略）が出されております。

※上記、規約人権委員会の『市民的及び政治的権利に関する国際規約』第27条に関する日本政府への勧告及び一般的意見23が、国内におけるアイヌ民族の認知、二風谷ダム判決に影響をもたらしました。

要 望 書

平素からアイヌ民族の生活向上関連施策の推進、アイヌ文化の振興について特段のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

北海道ウタリ協会は、昭和63年に「アイヌ民族に関する法律」制定を国に求め、平成9年には「アイヌ文化振興法」が文化施策に限定して制定されました。

しかし、「アイヌ民族に関する法律」の要望内容であったアイヌ民族の総合的な施策の確立については、「先住民族の権利に関する国際連合宣言（以下国連先住民族権利宣言）」が採択されていなかったことから「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会（内閣官房長官諮問機関）」報告書においてアイヌの民族性と先住性は認めたものの、国における法制史や国際人権法に照らした先住民族に関する根本的な論議には入れず、いまだ国におけるその総合的施策検討の審議はなされておられません。

昨年9月、国連において、賛成多数により「国連先住民族権利宣言」が採択され、去る1月21日、福田総理大臣は、衆議院本会議の鳩山議員の質問に「アイヌの人々については、現在のところ先住民族に関する国際的に確立した定義がないこともありまして、先住民族かどうか結論を下せる状況にはありませんが、・・・」と答弁しておられます。

国連やILOでは、これまでアイヌ民族が先住民族であると認識されており、広く援用されているコボ報告等の定義によってもアイヌ民族は疑うべくもなく先住民族に該当いたします。また、我が国政府の下記公式文書や司法判決においてもこのことは明らかであり、さらに、宣言採択の際に反対票を投じた4カ国については、定義いかに関わらず、すでに積極的な先住民族の権利についての施策を行っているところです。

これらの事実を踏まえ、福田総理大臣におかれましては、アイヌ民族を「国連先住民族権利宣言」の当該先住民族と認め、早急に、盛り込まれた権利を審議する有識者懇談会を官邸に設置し、その社会的・経済的地位の向上のため法的措置による総合的な施策が確立されるよう、特段のご配慮をお願いいたします。

記

1 『大日本古文書 幕末外国関係文書之三』P.389～409、1853（嘉永6）年
・ロシアとの領土交渉の主張を、「アイヌは蝦夷人のことにて、蝦夷は日本所属の人民なれば、アイヌ居り候ところは即ち日本所領に候」などとした。

2 『外国人の土地所有権に関する法律』1910年
・国際条約改正の都合から、『外国人の土地所有権に関する法律』を制定し、日本国内における外国人の土地所有を許可する国内法の整備を行った。政府は、帝国議会における法案審議で、北海道が台湾、樺太（サハリン）同様日本の植民地である旨を明言し、同法の適用除外地域とした。

3 『膾炙保護条約』1911年
・米、露、カナダ（当時イギリス領）と日本との間で結ばれた国際条約において、「アイヌ」を「アリュート」や「インディアン」などと同じく『土人(aborigines または native)』と位置づけ、それらと同等の狩猟権を認めている。

4 札幌地裁『二風谷ダム訴訟』1997年、国際人権規約B規約第27条に規定される先住民族であるとし、その「文化享有権」を認め結審した。

平成20年 3月 22日

日本国総理大臣 福田 康 夫 様

北海道ウタリ協会 理事長 加藤 忠

国民的理解の構築はいかに可能か？

—オーストラリアの事例から—

窪田幸子

1. はじめに

今回のシンポジウムでの各論者の発表からもわかるように、現在日本では、アイヌの人々のおかれている立場の変革に向けて、内閣官房を中心として多様な試みが進んでいる。しかし、現在の日本の状況でなによりも問題であるのは、アイヌ以外の国民が、アイヌの人々が置かれている現状とその歴史を知らず、興味もなく、そのため、このような政府の動きについてもほとんど知られていないことである。政府が実現を目指している、アイヌの文化を守り、振興する施策が実行にうつされ、具体的な成果を上げるには、「国民的理解」が枢要であろう。そのような基盤を構築するには、何が必要なのだろうか。

1990年代以降、世界の先住民を巡って国際的世論は大きく展開してきた。各国で具体的な政策変換が行われ、2007年には、国連で世界の先住民の権利宣言が採択された。日本においても、このような国際的な動きをうけて、議論が続けられてきており、2010年には、北海道外アイヌの現状調査や、アイヌ文化の象徴的空間の設立に向けて委員会が動いている。しかし、このような現状は、北海道外の人々にはほとんど知られていない。それどころか、日本の大多数の人々は、アイヌの人々の現状について全く無知であり、無関心である。今回のシンポジウムでは、学术界での研究内容や政策にかかわる現状の報告のみならず、当事者であるアイヌの人々の生の声を聴くことができたことが非常に意義深かった。しかし、学術会議において日本の先住民であるアイヌの問題を真正面から取り上げたのは、今回が初めてであった。このことも、現在のアイヌのおかれた立場とその歴史を物語っている。今回のシンポジウムでは、法的な整備がいかに必要で、それによって彼らの文化、アイデンティティをどのように守ることができるのかなどにかかわる重要な論点が議論された。それらに並んでもう一つ重要なのが、国民的理解の拡大であると考え。本稿では、オーストラリアで行われてきた試みを紹介することから、日本において人々の理解を進める可能性を考えることとしたい。オーストラリアは、18世紀末の入植以降、徹底してアボリジニを排除し、その後の同化政策によって彼らの文化的、経済的基盤を破壊し、周縁化し、社会的に不利な状況においこんできた。20世紀もおわりに近くなってから、このような状況を転換させる努力が失われてきているが、21世紀に入った現在も、彼らの不利益がすべてなくなり、完全な平等が実現され

ているわけではない。しかし、少なくとも 2008 年に首相によって行われたアボリジニに対する公式謝罪を、多くの国民が感情移入と賛意をもって、国家的イベントとして受け入れるような状況が生まれていることは確かである。つまり、アボリジニの諸問題を、国家の問題として、多くの国民が認識し共有している。このような状況は、どのようにして可能になったのであろうか。

2. オーストラリアの先住民、アボリジニをめぐる変化

1788 年にはじまるオーストラリアのイギリスからの入植の歴史のなかで、この大陸の先住民であったアボリジニは、生活の基盤を奪われ、入植者によって持ち込まれた病気と殺戮によってその人口を急激に減らしていった。推定 30 万人とされる人口は、いったんは 6 万人にまで減少した。多くの伝統的な社会生活が崩壊し、白人入植地への依存をつよめていった。1900 年代からは、彼らに対して同化政策がとられるようになり、1960 年代までつづく。この時代、オーストラリアの歴史は、アングロ・サクソン系移民による、無主地であったオーストラリア大陸の入植と開拓、そして努力の末の成功の物語であった。その歴史からは、アボリジニは完全に排除されていたのである。

第二次世界大戦後、イギリスが太平洋植民地から撤退していくことによって、オーストラリアの国際政治における外交的位置は変化し、オーストラリアにとってアジア太平洋の各国家との関係の重要性が増していくことになった。また、戦後復興の必要性から多様な国家からの移民を積極的に受け入れるようになる中で、オーストラリアはしだいに多文化主義の国へと変貌していくことになる。それまでの白豪主義のアングロ・サクソン中心主義の、人種差別的な政策から、異なる文化的背景の人々を対等に受け入れ、共存していこうという多文化主義への大きな転換が、1970 年ごろにおこった。

アボリジニ政策も同じ時期に、大きく舵をきった。戦後になって都市の住民を中心に、先住民権利回復運動がたかまり、徐々にアボリジニのおかれた状況のひどさが認知されるようになり、1957 年の国民投票では、アボリジニは法律的に平等の立場を得、市民権が認められることになった。アボリジニによる土地権主張の動きも強まった。初めての土地権訴訟がおこされ、国民の大きな関心を集めたのである。このような全国的な出来事によって、アボリジニへの不公平な扱い、そしてアボリジニの精神的な土地との紐帯などについての理解が広く人々に共有されることになっていった。こうして 1970 年代には、アボリジニの権利を回復し、彼らの自律を促進する政策が次々に実行に移されていった。

しかし、アボリジニへの平等な扱いを実現しようとする様々な施策が具体化されても、社会的偏見をふくめて彼らへの差別は厳しく、状況は簡単には変わらなかった。土地権

も限定的にしか認められず、アボリジニからの不満は続いていた。1988年の移民200年祭では、アボリジニは大規模な抗議行動を行い、200年の入植の歴史は、迫害と殺戮の歴史であったと位置づけ、服喪の行進をおこなった。これは、2001年の連邦成立100年記念に向けて前進しようとしていたオーストラリアにとって大きな出来事であった。この時期には、様々なアボリジニ問題が全国的に大きく注目を集めた。異常に高いアボリジニの拘置率と拘置所内での死亡率が社会問題となり、王立委員会による調査が行われた。また、「盗まれた世代」問題とよばれる、同化政策のもと、混血の子供を強制的に施設に隔離、教育していた問題についても調査委員会が生まれ、国家としてどう取り組むかについても注目を集めた。そして、1992年には、マボ判決があった。これはアボリジニの先住権を認定する司法判断で、これに基づいて翌年には先住権原法が施行された。このように1990年前後には、歴史的問題、現代的問題が山積みであり、現在もお主流社会とアボリジニ社会のあいだには大きな格差があることが広く認識されるようになっていったのである。これらの問題を解決し、他の国民とのあいだの関係を变えることをめざしてつくられたのがアボリジニ和解委員会であった。

3. 和解政策

1990年、政府は和解政策を採用した。1991年には、アボリジニ和解委員会法のもとに、特別委員会が組まれた。2001年の報告にむけて、10年間、オーストラリア全土からアボリジニを含めた委員が集められ、会議を重ね、アボリジニとそのほかの国民との和解の方法を模索するため、調査を重ね、教育などの多彩なプロジェクトを実行し、世論に働きかけた。これは、新しいオーストラリアとして前進していくために、まず国全体がアボリジニにもたらされた歴史を認識し、その結果としての彼らのおかれた現在の状況を理解しようとするものであった。2000年に報告書が提出されたが、この年の5月28日には、「コロボリー2000」というイベントが開催された。その中心イベントが、「和解への行進」で、シドニー湾にかかるハーバーブリッジを歩いて渡り、アボリジニとの和解の気持ちを示そう、とのものであった。この委員会の呼びかけに、オーストラリア全土から人々が集まり、手にアボリジニの旗とオーストラリア国旗を携え、公式発表では、50万人ともいわれる人々がこの橋を渡った。橋の上にも国旗とアボリジニの旗がたてられ、空には飛行機雲で「SORRY」の文字が描かれた。人々は、我々はこれまでの不正義に対して「ごめんなさい」と思っている、ともに手を携えて前に進もう、という意味を表明したのである。「和解への行進」は、大きな共感をもって受け入れられ、シドニーだけでなくオーストラリアの各地で小規模な行進が行われた。

また、同じころ「手の海 (Sea of Hands)」というイベントもおこなわれた。プラスチ

ック製の手の平をかたどった薄い板を、アボリジニの抵抗の象徴として並べて立てるインスタレーションで、1997年に国会議事堂の前の芝生広場に7万枚のカラフルな手の平が立てられたのを最初として、各地の浜辺や公園でくりかえし行われてきたものである。手の平は、アボリジニの岩壁画などに広くみられる彼ら独特の表現であり、これを利用したものである。人々は、アボリジニとの和解の気持ちを表すためにインターネットで和解への賛意をしめし、サインする。その名前は手の平に刻まれ、インスタレーションに参加することになる。手の平を地面にさし、インスタレーションをつくる作業も多くのボランティアによって行われる。このイベントは現在もネット上で続いており、これまでにサインした人は、250万人に達しているという。

和解委員会の報告書には、アボリジニと全体社会との和解のための施策についての進言がいくつも具体的に記されたが、その中には、国家によるアボリジニへの過去の不正についての公式謝罪が含まれていた。「盗まれた世代」に象徴される、過去に行われてきたアボリジニへの不条理な暴力、植民地的搾取にたいして国家として謝罪せよ、という進言である。しかし、当時のハワード政権は、これを拒否し、世論から大きな批判をうけていたのであった。

4. おわりに — 2008年の公式謝罪

2008年2月、国会の開幕に先立ち、新しく選出された労働党のラッド首相は、懸案になっていた国家による公式謝罪を行った。100人以上の「盗まれた世代」の被害者を国会議事堂に招待して行われたこの公式謝罪は、野党も合意した全国会的動きであった。議事堂前広場には大きなテレビスクリーンが設置され、広場は人で埋め尽くされた。ラッド首相の謝罪演説は、感動と涙でうけいれられ、議事堂内ではスタンディングオベーションで迎えられ、首都キャンベラだけでなくオーストラリア中の各地で人々は大型テレビスクリーンを囲んで、感動の涙を流したのである。

「・・・歴代の議会と政府がその法と政策によって、国民に多大な嘆き、被害、喪失を与えてきたことを謝罪します。特に、アボリジニ・トレス海峡民の子供たちをその家族、そのコミュニティー、その土地から奪ったことを謝罪します。盗まれた世代の人々、その子供たち、残された家族の人々、あなた方の被害と苦難、痛みに対して、ごめんなさい。

お母さん、お父さん、お兄さん、お姉さん、家族とコミュニティーを崩してしまったことに対して、ごめんなさい。

そして、誇りある人々と誇りある文化に、負わせることになってしまった不名誉

と屈辱に対して、ごめんなさい。・・・」

この翌年には、アボリジニ治癒基金が成立され、盗まれた世代の被害者とその家族のケアにあたるようになっている。公式謝罪がすべての問題を解決するものだったとはもちろんいえない。アボリジニをめぐる社会的問題は、現在も継続しており、オーストラリアの大きな関心事であり続けている。しかし、1970年代に比べて、オーストラリアという国の中での先住民であるアボリジニの現状と歴史についての国民的理解が飛躍的に高まってきたことは確かで、それには和解政策が大きく貢献したことは間違いない。日本とは異なる社会的条件と事情があるとはいえ、1990年代のオーストラリア政府による積極的な政策が実行力をあげたこのような事例をみる時、我々もなにかを学ぶことができるのではないだろうか。

コメント 国民的理解に向けて ーオーストラリアの事例からー シンポジウム：共に生きるために

窪田幸子
日本学会議連携会員
神戸大学大学院国際文化学研究科教授

2011/3/6 於・法政大学

1 オーストラリアの事例

白豪主義オーストラリア(1901年～)
1960年代まで「白人の国オーストラリア」
入植、開拓、成功の物語
アボリジニは排除されてきた
★第二次世界大戦後「歴史」の変化
→研究者による変化
★公式謝罪(2008年2月)→政策による変化
★重要なのは世論の変化→いかに可能になったのか

2 オーストラリアの変化

1970年代から 白豪主義から多文化主義へ
異なる者の包摂
主に移民政策(アボリジニは含まれず)

1988年 移民100年記念祭 服喪の行進

1992年 マボ判決
1993年 先住権原法
1995年 「盗まれた世代」
拘置死問題

3 和解委員会の役割

1991年から10年間 世論への働きかけ
2000年 コロボリー2000

Walk for Reconciliation 5月28日(日)

和解委員会によるイベント

2000年5月 Reconciliation Weekの一環

25万人がシドニーブリッジを渡る

国家は謝罪しないが、我々は「ソーリー」と思っているという表明

2000年シドニーオリンピック

開会式のストーリーライン

多文化国家

先住民との和解 を強調

アボリジニがオリンピックスタジアムの大地の精霊を呼び起こし、人々を歓迎する

アボリジニが大地との独自の精神的紐帯を持つ、という前提の共有

2008年 ラッド首相の公式謝罪

国会の開幕に先立ちおこなわれた謝罪

特に「盗まれた世代」へ

オーストラリア国中が感激し、沸き立つ

★「和解」という大きな達成のイメージ

★ 少数者への理解を国民が共有する

質疑応答&全体討論 (敬称略)

<司会：竹沢>

それでは、これから全体討論に移ります。休憩時間中にフロアからたくさんご質問を頂いておりますので、報告者の方々に順次5分程度でお答えいただきたいと思います。短い時間で申し訳ありませんが、ご協力お願い致します。それでは佐々木先生からお願い致します。

<佐々木>

10通ぐらいの質問を頂いています。一つは、象徴空間としてなぜ白老が有力候補なのかという質問です。確かに、白老に匹敵するような平取、旭川、札幌、帯広、阿寒など、いろいろな地域があります。これら10地域から、主に行政の方に来ていただいて説明を受けて、実際に委員で何カ所かを現地調査しました。自治体とアイヌ協会の支部、それから文化保存に携わる人々の連携がうまくいっているか。文化財を並べるだけのきちんとした博物館等の施設があるか。アクセスはどうか。伝承者はどのくらいいらっしゃるか。アイヌの人の中で研究者はどれくらいいるか。こういった要件を逐一挙げて、それぞれ議論して点数を入れまして、採点した結果、一番多かったのが白老でした。ただ数字の問題だけではなくて、実際に白老のアイヌ民族博物館はかなり優れた研究あるいは展覧会等を行っておりまして、そして実際に少なくなったと言いながら、現在でも18万の人が訪れています。こういったアイヌの人々の努力に関して、別なところに象徴空間を作ることによって、そこに大きな打撃を与えることができないということもあり、やはり白老がふさわしいということになりました。

アイヌ民族博物館をはじめ、その他いろんな施設を有効活用させていただきながら、それを実行していきます。また、他地域との関係はどうかという質問ですが、これは平取や阿寒や旭川、札幌など、まったく関係がないということでは全然ないのです。お互いにきちんとした連携を作っていかなければならないのです。

また、東京になぜ象徴空間を作らないのか、まさに北海道ではなくて東京こそ国民理解にふさわしいのではないかということご質問ですが、東京にもそういった場というのは必要であると考えております。ただ、アイヌの人々にとって、その文化を伝承する最適の地は北海道で、東京はそのあとということになりましようか。それから「こういった箱やテーマパークを作るよりは民族学校の方が必要ではないか」というご質問ですが、まさにその通りであります。ですから先ほど申し上げましたように、当然のことながら、後継者を育成する学校という機能も視野に入れていきます。それから、「文化伝承のため

には、狩猟が必要欠くべからず」というご質問ですが、当然のことながら狩猟ができるような場というのは考えています。ただ、現実問題として、アイヌのどのくらいの人たちが、昔風の狩猟をそこで実現できるか。現在アイヌの長老で実際の狩猟に携わっている人たちが懸念しているのは、鹿が増えている、熊も増えている、でも10年経ったら、アイヌで猟ができる人間がどのくらいいるのかな、という点です。ですから、そのことを含めた後継者の育成の事業をしなければいけないということですね。

それから、「琉球大学や沖縄県立大学におけるような伝統文化の課程を作ったらどうか」というご意見ですが、沖縄県立大学というのは沖縄県立芸術大学の事だと思いますが、残念ながら北海道には芸術系の大学でアイヌ芸術を教えているところというのはないのですね。確実にアイヌ文化を伝承し得るなら、先ほど申し上げました後継者育成のための学校機能の中で十分にクリアすることができるのではないかと考えております。それから、国立国語研究所の例が出ました。「言語に関する唯一の国立の研究機関である国立国語研究所がアイヌ語を対象にしているのはおかしいのではないか」、まさに私もそう思います。このことについて何か語りかけを行ったのか、ということなのですが、現段階では「国立国語研究所にアイヌ語の研究分野を作れ」ということを申し入れをしたことはありませんが、別に前の職場でそういうことを国語研が所属することになった人間文化研究機構の関係者に質問したことはありますが、具体的な回答は得ていません。アイヌ文化振興法の中でも、文化庁がアイヌ語を担当することになっておりますが、ちょっと文化庁も動きが鈍いといった状況になっております。

また、「箱モノを作るよりは、生活の向上のための政策を講ずるべきだ」というご意見も頂いています。明日の一万円よりも今日の千円に困っているアイヌの人びとがいるというのはよくいわれることです。ただ、それをどうするかということに関して議論することは私どもに与えられた仕事ではございませんでした。当面、象徴空間の構想を実現し、次の政策というかたちで考えていかなければなりません。絶対にできない、やらないということではありません。筋道として今一番にやらなければいけないのが、国民理解のためのとっつきやすいのが象徴空間構想であるということで、お許しいただきたい。やらないということではありません。次のステージです。

<常本>

私は4つばかりの質問を頂いています。一つはアメリカ・オーストラリア・日本の状況は、先住民族に関する法制度の点でどう違うのかという質問を頂いています。端的に言えば、憲法あるいは憲法に準ずる法的文書の中に、先住民族としての位置づけが書き込まれているかどうか、という違いであると思います。先程シュワート先生がカナダ

の例をあげられましたが、現在のカナダ憲法はイヌイトあるいはカナダ・インディアン等々の先住民族については名前を挙げて先住民族であると憲法自身がうたっています。権利保障についても同様です。アメリカ合衆国の場合は、合衆国憲法が古いので規定の仕方が異なるのですが、それでも合衆国憲法の中では、連邦政府の権限の一つとして、インディアン部族との通商を規制する権限があるという規定が設けられています。これは要するに、合衆国憲法の中でインディアン部族が存在することを認めている規定だと解することができるわけです。それからニュージーランドには成文憲法がありませんけれど、イギリスがニュージーランドに入ってきてマオリ民族と当時のイギリス国王とが結んだワイタング条約によって、お互いの権利関係・法的位置関係を定めており、憲法的地位の条約であると考えられています。このように、先住民族の存在や権利といったものが、憲法やそれに準ずる法的文書に位置付けられているということが、大きな違いであります。日本の場合にはそれが無いのですが、憲法 13 条などを活用することによって法政策をすすめていきたいと考えています。

2 つ目は、アイヌ民族に対する支配／被支配という曖昧な概念ではなく、植民地支配という歴史認識を持っているのか、というご質問です。確かに植民地支配という認識は歴史上あるいは政治上で重要な視点だと考えています。しかしながら、法学者として先住民族という概念を組み上げる場合には、支配／被支配という権力関係で整理するのが有効であると考えています。

3 つ目は、生物多様性条約について名古屋において日本が議長国となって議論が行われましたが、そのことがアイヌ政策や象徴空間にどのように影響を与えているのか、というご質問です。生物多様性条約は主に遺伝資源に関するものであり、アイヌ民族にも植物資源など関わってくる問題はありますが、現在のところ政策推進会議で話を進めているのは、象徴空間をどのように組み立てるのか、という点を中心です。次の質問にも関わりますが、もう一つの課題として、道外のアイヌ民族の生活実態を調査しておりまして、遺伝資源の議論には至っていないという状況です。

そして、道外のアイヌ民族の実態調査はどうなっているのかというご質問ですが、約 300 名のアイヌの方々に調査回答をお願いして、回答についての分析を進めているところです。全員から回答を頂けたわけではなく、若干数は減っていますが、それでも意味がないとは考えていません。北海道において 7 年おきに生活実態調査を行ってきています。最も新しいのは 2008 年ですが、基本的に北海道内のアイヌ民族の生活実態の特質というのは示されているのであって、それと対比して道内と何か違いがあるかという点を把握できれば、調査として十分に意味があると考えています。そのような方向での分析を進め、今月（3 月）末までに取りまとめをしたいと考えています。

<篠田>

私には3つの質問が来ております。最初の質問は、児玉コレクションの問題について触れてほしいということですので、まずこれからお答えします。児玉先生は色々なコレクションをしていらっしゃいますが、たぶんこの質問は、人骨のコレクションのことだと思いますので、それに限ってお答えします。

今回の私の発表の中に、昭和の初めから昭和の30年代半ばごろにかけて、北海道大学の児玉作左衛門を中心にアイヌ人骨が収集された、というスライドがありました。現在日本各地の大学が収蔵する1500体ほどのアイヌの人骨のうち、千体近く、九百数十体が、児玉先生によって集められたものであり、現在北海道大学に収納されています。実は、今日私がお話した、アイヌの起源の問題や生活についての研究では、この児玉によって収集された人骨のデータは全く使われておりません。実は人類学者としてこの骨を見たことがある人はほとんどいないというのが実情で、私どもも、この人骨の内容についてはあまり詳しくわかっていないのです。

後の2点のご質問は、私個人の考えとして、答えさせていただきます。人類学会では違う考えをお持ちの方もいらっしゃるかもしれませんが、あくまで私の個人的な見解としてお聞きください。

ひとつは、骨は全て問題なく集められたものなのか、問題のある骨の集め方をしたものの中にはどのようなものがあるのか、という質問です。私は個別の人骨がどのように集められたかの、すべての情報を知っているわけではありませんが、小金井先生や清野先生は日記を残されておりますので、それを見れば、アイヌ人骨がどういう状況で集められたのかということは分かります。この問題は、どこにあるのかということも含めて、たとえば象徴空間の中でアイヌの人骨についてのコーナーを作った場合には、それぞれの骨がどうやって集められたものなのかということ、すべて、わかる限りつぶさに明らかにしていくということが必要だと考えていますが、現時点は情報収集の段階なのです。それについてどう考えるかは、時代も背景もありますが、現在の考え方からすると、明らかに適切ではない収集の方法を取ったものもあると思います。まずはすべての収集された人骨について、経緯を明らかにするというのが肝心なことだと思います。

もう一人のご質問は、非常に長いのですが全文を読ませて頂きます。「人骨を用いて研究を行っている以上、過去の行為について責任を負うとあるが、どう責任を負うのか。コタンに返すべきであると思うがどう思うか。アイヌの人々があまり墓に行かないことをいいことに、勝手に墓を暴いて人骨を奪ってきた。アイヌ民族に謝罪はしないのか」というご質問です。

まず、どう責任を取るのか、というのは、誰が責任を取るのか、どういう形でとるの

かという問題もありますが、人類学者として、第一には、二度とこのようなことが起こらないようにする、というのが私どもの責任の取り方だと考えています。今後にわたって、このような人骨の集め方というのは、許されるものではない、ということ、人類学の後継者に対してきちんと言う、あるいは人類学会として倫理宣言として謳う、ということが責任の取り方なのだと思います。

それから「コタンに返すべきだと思うがどう思うか」という質問に対してですが、実は象徴空間会議のメンバーの中でも違う考えを持っておられる方がいらっしゃいますが、私は返すべきではないと考えております。アイヌの人々は文字を持ちませんでした。ですから、もしもこの人骨をすべて埋め戻してしまった場合、50年、100年後に何が起こるかということを見ると、結果的にアイヌ民族の歴史を解明する証拠を消してしまうということになるかもしれないと考えるからです。諸外国では過去の反省から、先住民族の人骨自体を埋め戻すという対応をしている国もあるのですが、それはある意味、当座の問題に対してけりをつけるという考えからきているのではないかと思います。先ほどお話した通り、人骨は過去の生活、ないしは集団の由来などを知る、ほとんど唯一の情報源となっているわけですから、それ自体を埋め戻して、研究できなくしてしまうということは、結果的にアイヌ民族の歴史を消すことに手を貸すことになると考えております。

先ほど加藤さんのお話にあった通り、アイヌに対する認識の普及であるとか、日本におけるアイヌ民族の位置づけを科学的な証拠に基づいてきちんとしていく、ということは絶対に必要なことです。その中で人類学者として私たちができる唯一の方法は、人骨を研究して、その成果を世間一般に還元していくということです。もし私たちがそれを怠った場合、もしかしたら将来の歴史の中で民族自体が消えてしまう。アイヌ民族の起源がわからないままになる、そのことを非常に危惧しております。そうならないように、過去の反省を含めて、きちっと将来を見据えた研究体制を作らなければならない、というのが私の考えです。アイヌ政策の在り方に対する有識者懇談会の方針に従って、象徴空間を整備していくという流れが出来上がっています。ここで行われるすべての施策が、基本的に過去に行ったことの反省に立って行われるわけですから、人骨の問題もその中で解決されるべきだと考えております。

<丸子>

私が冒頭に言った「過去形ではない、学者が失礼だ」ということで、「過去形ではないということ具体的に」という質問ですが、具体的に言って角が立ったりしそうで、難しい質問をよこされたな、と思っているんですが…。私は、父方、母方ともにアイヌ

しかいない家なので、旧姓菊地ですが、父方をさかのぼっても、母方の山中をさかのぼっても、いろんな学者の方がワァーと土足で入ってきて、駆け抜けていったという過去があります。私が知らないのに、相手の学者の方は私の家の家系図を持っていたりして、先祖のことをよくご存知なのに、その末裔である私たちにそれを還元しない。今、隣の学者の方が、研究したものを私たちアイヌに還元するというお話をなさっていましたが、そうじゃない学者の方が、結構多いんですね。つい何か月か前の、たまたま私が出かけた先で出会った学者の先生は、「アイヌの施策で、北海道で色んな不祥事が起きてニュースになっている。丸子さんは、自分の権利を回復するのに、国が色んな責任を持って施策をなさって言うてる方ですよ」と言うから、「はい、そうです」と言ったら、その学者の先生は「でもね、国も北海道もアイヌはどうにもならんって言うてるのを知っているのかい」と言われました。「何がでしょうか」と聞いたら、その人曰く、「過去に日本という国も北海道もアイヌにはずいぶんお金を注ぎ込んできたのに、アイヌたちはどうにもならん」て。生活保護を受けるがごとく、アイヌという名前を使って助成金におんぶに抱っこで...みたいな言い方をされたんで、申し訳ないんですけど、確かに一部、そのようなアイヌがいるかもしれませんが、多くの国とか道が出したお金を、アイヌという名前を使って、使ってきたのは学者をやっているあなた方でしょ?アイヌを研究すると称して、アイヌという名目のお金を使ってきたのはあなた方でしょ?アイヌが住んでいない、アイヌが使えもしない生活館だのなんだのと建物を建てて、道を作って、自分たちが使っているのは多くの北海道民じゃないか、という話をしたら、その方それっきり沈黙の行に入りましたけど。本当に過去形ではなくて現在進行形だということとはそういうことです。これ以上言うと差し障りがあるので。

そしてもう一つ質問は、「アイヌなどもういない、アイヌ差別などもうない、というネットに書く日本人に対して、一言二言三言言ってくれ」という質問が来ているんですけども。私の名前でパソコン検索しても、そういう「アイヌなんてもういない」というところにたどりつくんです。アイヌがいなければ私はなんなのよって思う。アイヌの血を濃くした人間が減っているという言い方をされれば、それは結婚やらなんやらで混血が進んでいるのは確かです。でも、今現在私は、9人兄弟の9番目で六女です。3人かけましたが、6人生きていて、1人この会場にも来ています。私たち兄(姉)妹には和人の血は入っていません。アイヌなんていないと言われても、私の存在はなんなのか。おい、ここに来い。書いたやつ誰だか知らないけど、自分の名前を名乗りもしない、顔も出しもしないで、そのようなことを書く人をいちいち相手にすると、バカバカしいから相手にしないと思っています。

「差別などない」といっている無責任な言葉が一番の差別だろって。「差別などない

って言っているあんたが一番差別者」って言いたいなって。だから私の目の前に「自分が書きました」って言って出てきたら、「バカ」って言ってやると思っています。彼女がどう思っているか、聞いて下さい。

<原田>

アイヌなどいない、ということであれば、私はヨーロッパ人ということでもよろしくお願ひします。アイヌ差別などない、と言っている人には、じゃあ私が受けてきたのは、ヨーロッパ人だから受けてきた差別なのかなって思います。アイヌだからじゃなく、こんな差別を受けているとしたら、このひどい差別はいったいなんなんだろうって思うくらいの差別を小さいころから、今も受けて、今もその中にいます。質問じゃないんですけど、フンベのファンです。今後がんばってくださいと書いてくれた人がいました。ありがとうございます。頑張ります。

<司会>

それでは、これからはフリーディスカッションにさせて頂ければと思います。本日はたくさんの方にいらしていただいているので、フロアの生の声をお聞かせいただきたいと思ひます。ご意見、今までの回答に対するさらなる質問でも結構です。アイヌの当事者の方々、若いの方々、日本人、在日コリアン・被差別部落などの他のマイノリティの方々などいろいろいらっしゃると思ひますが、是非この機会にご発言を頂きたいと思ひます。なるべく多くの方のお声をお聞かせいただきたいので、一対一の質疑応答ではなく、あとでまとめてお答えいただくという形式でお願い致します。それではどうか次々と挙手でご質問・ご発言お願い致します。

<フロア>

さきほど篠田先生のお話に大変感銘を受けたのですが、ただ「アイヌは文字がないので、アイヌのコタンに骨を戻しても歴史がなくなってしまう」というのは、今のアイヌをご存じだったらおっしゃれない言い方だと思います。どういう意味でおっしゃられたのか、お聞かせ下さい。

<篠田>

言葉が足りなくて申し訳ありません。そのような意味ではなく、例えば和人だと文字記録として日本書紀などがあって、文献資料から起源の問題を考えることができるのですが、アイヌ民族の場合は、起源などに関して自身の文字記録が残っていないというこ

とです。人骨から得られる情報が無くなってしまうと、起源の問題を実証的に語る事ができなくなります。骨を埋めもどすことによって歴史を奪ってしまうのではないかと、いうことを危惧しているということです。

<司会>

すみませんが、先にフロアからの質問をまとめて受けさせて頂きたいので、よろしくお願い致します。

<フロア>

特にアイヌの人の意見は素晴らしかったと思います。まだ、150年がそのまま継続していると思います。北海道にある人骨、それは私のコタンの方からも、墓が暴かれて、首だけ運ばれています。北海道大学の中には、児玉作左衛門が、先生とは呼べないけれど、教室の靴箱のようななかに1004体のお骨を入れて、全道各地から、またはサハリンやオタスの杜のようなところから運ばれたものが研究材料にされたんです。先ほどの先生の話では見たこともないとか言っていたけど。あそこでは動物実験所の中に私たちのお骨を入れて研究材料に使っていたものなんです。あそこから移動して、建物を作ってもらったが、そしたらそこは、アイヌ納骨堂でなくて、北大保管場所となって、駐車場の横に置いてあるんです。かつては首だけを私たちのコタンの墓を暴いて、北大の研究材料とし、そこから出たものが、タマサイやエムシが児玉コレクションとなって、いま函館にあると思うんです。私たちの先祖を暴いてきた責任は、北大にあると思う。ちゃんと考え直して、アイヌの歴史の釈明を受けるとかじゃなくて、きちんと孫子に伝えるためにも、ちゃんと慰霊をしてもらいたいと思う。取った各コタンに返すべきだと思う。泥棒なんですよ。日本の皆さんもこのようにされたらどう思いますか。必ず反対運動がおこるでしょう。私たちはマイノリティではないし、先住民族なんです。

<フロア>

南仏へ行ったときに、ブザンソン美術館にアイヌのコレクションがたくさんあった。江戸末期から明治に、海外にアイヌの文物が出ている。どのくらい把握されているかお教え下さい。

<フロア>

資料の国連先住民族権利宣言の概要、第14条の1で、固有の言語により教育及び学習を受ける権利、つまりアイヌの場合アイヌ語で教育を受ける権利があると宣言でうた

っている。具体的に、アイヌ語の教育、またはアイヌ語によって他の科目を受ける教育はどの程度話が進んでいるか教えて下さい。

<司会>

それでは報告者の方々、ご回答をお願い致します。

<佐々木：外国にある資料>

フランスのブザンソンという地名が出ました。ここにある美術館には、蠣崎波響という蝦夷地松前の画家が描いた有名な『夷酋列像』が収蔵されています。ヨーロッパにはイタリア、ドイツ、イギリス、スウェーデン、デンマーク、ロシアなどに合わせて 6000 点ほどの資料があります。幕末の開港直後にドイツが集めたものをはじめとして、19 世紀の終わりから 20 世紀の初めにかけて、ヨーロッパで民族学の人たちが集めたものです。

そのころ日本はまだモノを中心とした人類学の調査を始めていませんでした（僅かに坪井正五郎周辺の人たちの収集品がありますが）。アメリカ合衆国にも同じくらいの数の資料があります。大きいコレクションでは、スミソニアン国立自然史博物館、ブルックリン美術館、アメリカ自然史博物館などです。

これらの資料群は、アイヌ文化振興法で設置されたアイヌ文化振興財団が 2 年に一回程度拝借して「アイヌ工芸品展」を行い、各地を巡回しています。今年度も北海道開拓記念館、大阪の国立民族学博物館で、ドイツ・ザクセン州立ライプツィヒ民族学博物館にある資料を拝借して展覧会を予定しています。将来的には象徴空間の中に設置されるであろう、博物館的な施設で海外から資料を 2、3 年という期間を設定して拝借し、アイヌの人たちにそれらを研究していただける場を作る事が出来ないかと考えています。

<常本：アイヌ語教育>

北海道におけるアイヌ語教育の現状としては、北海道アイヌ協会が中心となって、昭和 62 年度から北海道内で 14 のアイヌ語教室が公的助成を受けながら開かれています。また、STV という北海道の放送局が、週 1 回ラジオでアイヌ語講座を行っています。各国の様子を見ると、ハワイ先住民族の、ハワイ語の教育が先進的な事例だと思われます。例えば、ハワイ大学における一部の授業がハワイ語で行われているといわれています。つまりハワイ語を教えているのではなく、ハワイ語で教えているのです。これは先住民族言語を実用の域にまで回復させる試みとして注目されます。しかし、大学を卒業して社会に出たときにその知識を使って生活できるのか、ハワイでもそれが大きな課題とし

て残っているようです。

<常本：遺骨の問題>

北海道大学では現在九百数十体の御遺骨をお預かりしています。北海道大学として、それらの入手の経緯などを明らかにするとともに、頭骨と四肢骨が一緒になっていないものがあるので、精密な計測などを行って、人として慰霊するのにふさわしいように、頭骨と四肢骨を一体とすることが可能になるように調査を進めています。御遺骨の返還については、昭和 57 年以来、北海道アイヌ協会と協議して、希望する地域にはお返しすることにしています。これまでに旭川、釧路、帯広、三石、門別関係分については地元関係者の方々にお返ししています。それ以外の地域からは、一括して供養の方途を講じて欲しい旨の御要望があったため、北海道大学において継続的にお預かりし、毎年夏に納骨堂で北海道アイヌ協会主催のイチャルパを実施していただいています。これまでも、またこれからも、アイヌ協会を通じて返還の御要望があれば、それにお応えするのが当然であると考えています。

<篠田：遺骨の問題>

全部の大学に集まっている人骨の収集の経緯を明らかにしていくことが大事であり、それを公開していきます。返還の要請があれば、ある一定の基準を設けて、返還していくことができるものは返還していくことが必要です。象徴空間会議の中で、加藤理事から言われたことですが、道外にある人骨をとりあえず、北海道内に返してほしい、引き取り手がなくてわからなくてもそうしてほしいということでした。象徴空間の中で、まず第一に慰霊、保管をして、研究させてもらえるものについては研究していきたいというのが私の考えです。

<丸子：遺骨の問題>

私個人の思いとしては、人骨は土に返してやりたい。まんべんなく土にかえって、また次の世に帰ってきてほしい。学術的にどうのこうのといわれれば頭の中で必要性がわかるが、感情的に話をすれば、やっぱり土に返してほしいのが本音です。

<丸子：アイヌ語の勉強>

実際に働いて生活を守りながらアイヌのことに取り組むのは、ものすごくエネルギーがいります。月に 1 回のアイヌ語教室に参加したいのですが、参加したら生活できません。仕事を優先しなければ何もできないという部分があります。

財団でやっているアイヌ語教室ですが、文化振興法ができる前は「アイヌなんて言ったら損するだけ」と思っていたアイヌがアイヌのことを勉強したいとやっとな出てくるようになりました。私ぐらいの年になって、アイヌのことを何も知らなかったけれども勉強をする気になったアイヌがたくさんいるにもかかわらず、「あなたはもう5年勉強したから参加資格はない」と言われています。やっとなアイヌ語の単語が言えるようになったくらいで、そこまでするのも大変な人たちが集まって、やっとな勉強する気になったのに、「もう5年たったから参加できない」と切り捨てられるから、勉強したくてもできないのです。そして生活を守るために、そこに行っている余裕もないというのが実態です。民族学校を是非創ってほしいです。日本の先住民族と認めたのだから、民族学校へ行って、みずからの言葉、文化などを学ぶ土俵を、北海道だけでなく本州にいてもそれができる権利を、日本全国のアイヌに与えられる場が近い将来できればうれしいし、作らせなければならないと思います。

<本多（スチュアート）>

これまでの話は、誰が何をすべきかという課題を私たちに突きつけている内容ではないでしょうか。ここで、「私たち」とは誰を指しているのかが問題ですが、まずは私たち研究者がこの課題に応える必要があると考えます。人類学、社会学、民俗学、歴史学などの研究分野を含めて、アイヌ民族との共生について真剣に考えなければいけません。同時に、日本学術会議で何をすべきかをこれから考えていかなければなりません。

確信はありませんが、アイヌという言葉を冠する行事は、日本学術会議ではこれが初めてのようです。この一回で終わらせないで、この課題への対応を続けていくことが重要だと思います。第一部の地域研究だけではなく、学術会議全体で広く取り上げる必要があるでしょう。これまでは、女性の科学者の雇用問題など、学術会議全体の問題として取り組んでいます。それと同じように、アイヌ民族の課題に取り組んでいくことを望みます。

もう一つの課題としては、私たち研究者の努力が足りていないのは、広報というか、研究成果をわかりやすい形で還元していくこともだと思います。理論などだけではなく、国民一般に通用する情報を積極的に提供していくことが重要な責任です。

また、教育者として大学生に対する教育を行なうことも重要な課題です。将来、教員になっていく学生たちにアイヌ民族に関する情報を授業でとり上げていくことも必要です。日本の大学では、いくつかの少数事例を除けば、正面切ってアイヌ民族に関する教育をしている授業はとて少ないように思えます。

教科書にふれたいのですが、新指導要領が今年度は小学校、2012年度は中学校、2013

年度は高校で実施されます。5年ごとに指導要領の見直しが行われますが、今後の教科書にアイヌ民族の歴史と現代に関する記述を充実させるように働きかけることと、アイヌの視点に基づいて、アイヌ民族がたどってきた歴史を教科書で提示のできる「アイヌ史」の構築も重要な課題でしょう。

最後に、研究者を育てる課題があります。和人だけではなく、アイヌ民族出身者からも育成する努力が求められています。

<フロア>

今学術会議と教科書の話が出たので、確認したいと思います。有識者懇談会の報告の歴史観は、「近代化が進む中でアイヌが土地を失ったのは、文字を持たず、近代的な土地制度の観念がなかったからだ。アイヌ語に関しては、日本語を推奨しただけだ」というものです。だから、「近代化に対応できなかったアイヌが、その結果今貧しくて、文化も失っただけだ」という歴史観なのです。学術会議はとても権威があり、歴史観に対して影響力を持っています。常本先生にも歴史認識としてお聞きし、法学者ということでも少し話されたのですが、アイヌに対する植民地支配という歴史を真摯に認めて頂き、きちんとした歴史認識で子供たちにそれが伝わるようお願いしたいと思います。

<司会：竹沢>

貴重なご意見をありがとうございました。次世代にこの話をいかに継承していくかは重要な問題ですので、参考にさせて頂きたいと思います。

今日一日、初めて学術会議としてこのような企画を試みたのですが、非常に充実したシンポジウムとなり、個人的にも感銘を受けました。アイヌの当事者の方々にもご参加頂き、研究者とアイヌの方々がともに考えるという知的営みの第一歩となったのではなかろうかと思います。

みなさまどうも有り難うございました。

それでは最後に、日本学術会議自然人類学分科会の斎藤成也委員長に閉会の挨拶をお願い致します。

閉会挨拶

齋藤成也

このシンポジウムを共催させて頂いた自然人類学分科会の委員長をしております齋藤です。今日は非常に重いお話を三人の方、特に二人の女性の方に自分史として語って頂き、重く受け止めております。色々考えておりましたが、最後に教育の話がありました。我々の分科会では、前回の会議で長く教育について何らかの視点を打ち出したいと考えていました。自然人類学、生物学、そして世界史の最初の方に出てくるアウストラロピテクス、保健とか、いくつかの教科にまたがっていてどうしようかと思ったのですが、「もう教科を越えて資料集のようなものを作ろうじゃないか」という議論になりました。当然そこには、佐々木先生がお話されたように三つの文化を強く打ち出した、従来の日本史の方が考えもしなかったような日本列島の歴史を書く、ということを考えています。これから始めますのでご期待ください。

今日は文化ということで、多様性とか違いということが大きなテーマでした。そこから差別も生まれるわけですけど、共通性も考えることができます。数万年前に大陸から人々がやってきて、旧石器を残しています。そして一万年以上も前ですが、縄文土器に象徴される縄文時代が一万年以上も続いており、我々シャモにも少し、程度の差はあれ縄文人のDNAは伝わっています。その意味では、北のアイヌの人々と南の琉球の人たちと私たちは、共通の遺伝子を持っています。そのような共通性をやはり考えていきたいと思えます。

最後に、アイヌ語の問題が出ていたので、小さな提案をしたいと思えます。象徴空間、すばらしい試みだと思うのですが、名前が国立アイヌセンターです。アイヌというのはもちろんアイヌの言葉ですが、日本政府のことなんか聞かないで、全部アイヌ語にするべきです。まずそこに行ったら表示とか全部第一言語をアイヌ語にして、その次ちょっと日本語、そのうえで外国の人のために英語とか、そのような表示をすべきじゃないかと考えています。本日はどうもありがとうございました。

付録一質問用紙で寄せられたその他のご意見

①

消防法に違反するために、居住目的でのチセを建設することができない、と白老ポロトコタンを訪れた際（2009）伺いました。象徴空間（センター）の設置に加えて、希望するアイヌがチセを建て、生活できるように特別法設置 etc.するべきだと考えます。センターの宿泊施設もチセにして欲しいです。そこに生活が息づくことで、文化伝承もスムーズに進むと思います。

2009 年夏に初めて北海道を旅行して、生の？アイヌ文化に触れ、その後興味を持っています。今日のシンポジウムは知らなかった情報が沢山で、とても勉強になりました。また、アイヌの人たちの声を直接聴ける機会を設けていただきたいです。

②

本日シンポジウムに参加して、アイヌに関してほとんど何も知らなかったことに衝撃を受けると共に、自分が何を考えなければいけないのか、の入り口になったと思います。また今後何をしていかなければいけないのか、本日のテーマに対する「実践」に結びつけるために継続的なシンポジウムの場を設けることが大切だと思っています。その場も今回は学術的講演と当事者の声を中心でしたが、次回以降よりオープンな場となれば、より多様な意見も出て、理解が深まることになるのではないかと考えます。まずは「知る」ことから。ぜひオープンな場の提供を続けて行って欲しいです。

学生より

③

「政策をめざす」こともひとつの方法だが、いわゆる「草の根運動」的な人々の動きから「政策」へとつながることもあると思います。アイヌの問題に関しては、トップダウン型よりもボトムアップ型の問題提起が向いているのではないのでしょうか。

今まで、アイヌについて関心がなかった、知らなかった“和人”にアイヌの問題をどうやって知らせるのか、を考えることも重要だと感じます。

プロフィール

<講演者>

本多俊和(ほんだ しゅんわ:スチュアート ヘンリ)

日本学術会議連携会員、放送大学大学院文化科学研究科教授。専門は文化人類学。

佐々木利和(ささき としかず)

北海道大学アイヌ・先住民研究センター教授。専門はアイヌ民族史、日本近世史。

常本照樹(つねもと てるき)

北海道大学アイヌ・先住民研究センター長。北海道大学大学院法学研究科教授。専門は憲法学。

篠田謙一(しのだ けんいち)

国立科学博物館人類研究部人類史研究グループ長。専門は分子人類学。

原田公久枝(はらだ きくえ)

1967年北海道河西郡芽室町生まれ。5歳の頃より、帯広カムイトウポポ保存会にて祖母、加藤なみえ他にアイヌの歌と踊りを習う。

丸子美記子(まるこ みきこ)

関東ウタリ会会長。北海道美幌に生まれ、屈斜路で育つ。「アイヌプリはいじめの原因になるから、観るな！聞くな！覚えるな！」との母の言葉にさからい、観て聞いて少し覚えました。

<コメンテーター>

加藤忠(かとう ただし)

社団法人北海道アイヌ協会理事長、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構副理事長。

窪田幸子(くぼた さちこ)

日本学術会議連携会員、神戸大学大学院国際文化学研究科教授。専門は文化人類学、オーストラリア先住民研究。

<日本学術会議>

山本真鳥(やまもと まどり)

日本学術会議第一部地域研究委員会人類学分科会委員長、法政大学教授。専門は文化人類学。

斎藤成也(さいとう なるや)

日本学術会議第二部統合生物学委員会自然人類学分科会委員長、国立遺伝学研究所教授。専門は人類遺伝学。

<司会>

竹沢泰子(たけざわ やすこ)

日本学術会議連携会員、京都大学教授。専門は文化人類学。

佐野賢治(さの けんじ)

日本学術会議連携会員、神奈川大学教授。専門は日本民俗学。

今、アイヌであること
—共に生きるための政策をめざして—
シンポジウム報告書

平成 22 年度～平成 26 年度科学研究費補助金
基盤研究(S)「人種表象の日本型グローバル研究」
研究成果報告書(別冊3)
課題番号:22222003

京都大学人文科学研究所
「人種表象の日本型グローバル研究」プロジェクト事務局

研究代表者 / 教授 竹沢泰子

助教 日下 渉

研究員 後藤千織*

研究員 菅野優香

研究員 渡辺紀子

事務担当 村田佳美

*本報告書編集補佐

発行日	2011 年 8 月
編集	竹沢泰子 (研究代表者)
発行	〒606-8501 京都市左京区吉田本町 京都大学人文科学研究所 「人種表象の日本型グローバル研究」プロジェクト Tel: 075-753-6915 Email: jinshu@zinbun.kyoto-u.ac.jp HP: http://race.zinbun.kyoto-u.ac.jp/

表紙写真 白老ポロコタン(アイヌ民族博物館)のチセ 撮影 竹沢泰子

